

国海査第416号の2
令和8年2月12日

関係団体代表者 御中

国土交通省 海事局長
新垣 慶太
(公印省略)

船舶検査心得の一部改正について

先般、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則の一部を改正する省令（令和8年国土交通省令第2号）が公布されたことに伴い、船舶検査心得の一部を別紙のとおり改正し、本日から施行することとしましたのでご連絡致します。また、令和元年9月27日付け国海査第195号を廃止します。

以上

○ 船舶検査心得 1-3 船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則 新旧対照表

(傍線の箇所は部分改正、二重傍線の箇所は全改正、破線で囲んだ箇所は順次対応する破線で囲んだ箇所のように改正することを指す。)

改正後	改正前
<p>第1章 総則</p> <p>(A) 製造認定事業場又は改造修理認定事業場に対しては、法第12条第1項に基づき<u>臨検又は事業場認定規則第10条の3に基づき監査を行い</u>、製造認定事業場にあつては附属書[1-1]「製造認定事業場用チェック項目」、<u>改造修理認定事業場にあつては附属書[1-2]「改造修理認定事業場用チェック項目」</u>を参考に認定事業場<u>監査実施手順書</u>（事業場-004）に従つて、<u>製造認定事業場にあつては製造工場の管理状況、改造修理認定事業場にあつては改造修理工場の管理状況の確認を行うこと</u>。地方運輸局長（神戸運輸監理部長及び沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）が臨検又は監査の必要があると認めるときは、<u>速やかにその旨を海事局長に報告すること</u>。</p> <p>(B) 整備認定事業場に対しては、法第12条第1項に基づき臨検し、別添附属書[1-3]「整備認定事業場用チェック項目」を参考に認定事業場<u>監査実施手順書</u>（事業場-004）に従つて、原則として1年度に1回の頻度で整備管理状況の<u>確認を行うこと</u>。ただし、地方運輸局長が必要と認める場合には、<u>随時立入りをを行い、不正の行われることのないよう十分監督すること</u>。</p> <p>(C) 遠隔支援認定事業場に対しては、法第12条第1項に基づき臨検し、遠隔支援業務に係る認定の基準項目等について、必要に応じて確認を行い、不正の行われることのないよう十分監督すること。</p> <p>(D) 法第12条第1項に基づく臨検又は事業場認定規則第10条の3に基づく監査を行う際には、法第12条第1項の職員の身分を示す証票を</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(A) 製造認定事業場又は改造修理認定事業場に対しては、法第12条第1項に基づき<u>臨検し</u>、製造認定事業場にあつては附属書[1-1]「製造認定事業場用チェック項目」、<u>修理認定事業場にあつては附属書[1-2]「修理認定事業場用チェック項目」</u>を参考に認定事業場<u>立入検査実施手順書</u>（事業場-004）に従つて、<u>原則として1年度に1回の頻度で、製造認定事業場にあつては製造管理状況、修理認定事業場にあつては修理管理状況の確認を行うこと</u>。</p> <p>(B) 整備認定事業場に対しては、法第12条第1項に基づき臨検し、別添附属書[1-3]「整備認定事業場用チェック項目」を参考に認定事業場<u>立入検査実施手順書</u>（事業場-004）に従つて、原則として1年度に1回の頻度で整備管理状況の<u>確認を行うこと</u>。</p> <p>(新設)</p> <p>(C) (A)及び(B)にかかわらず事業場の所在地を管轄する地方運輸局長（神戸運輸監理部長及び沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）が必要</p>

改正後	改正前
<p>携行すること。</p>	<p>と認める場合には、随時立入りをを行い、不正の行われることのないよう十分監督すること。この立入りをを行う際には、船舶安全法第12条第1項の職員の身分を示す証票を携行すること。</p>
<p>第2章 製造工事又は改造修理工事に係る事業場の認定 (認定)</p> <p>3.1(a) 認定対象船舶又は物件（以下「認定物件等」という。）の範囲には、次に掲げる物件を含むものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) プロペラ <u>可変ピッチプロペラ装置（プロペラ軸を除く。）</u>、シュナイダプロペラ装置及びスラスト装置</p> <p>(9)・(10) (略)</p> <p>3.2(a)～(c) (略)</p> <p>(認定の申請)</p> <p>4.0(a) 事業場認定申請書（<u>本章において「申請書」という。</u>）及び添付書類の取扱いについては、次に掲げるところによること。</p> <p>(1) 申請書及び添付書類は、1事業場につき申請書1部及び第3条第1項の船舶又は物件ごとに添付書類1部とすること。なお、原則として、これらの書類はテキストデータを保持したPDF形式の電磁的記録であること。</p> <p>(2) やむを得ず紙にて提出する場合、申請書及び添付書類の用紙は、A列4番のものを使用すること。</p> <p>(3) 添付書類は、附属書[2]「船舶安全法第6条ノ2に基づく事業場認定申請書に添付する書類」に掲げる内容のものとする。</p>	<p>第2章 製造工事又は改造修理工事に係る事業場の認定 (認定)</p> <p>3.1(a) 認定対象船舶又は物件（以下「認定物件等」という。）の範囲には、次に掲げる物件を含むものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) プロペラ <u>可変ピッチプロペラ装置</u>、シュナイダプロペラ装置及びスラスト装置</p> <p>(9)・(10) (略)</p> <p>3.2(a)～(c) (略)</p> <p>(認定の申請)</p> <p>4.0(a) 事業場認定申請書（<u>以下4.0において「申請書」という。</u>）及び添付書類の取扱いについては、次に掲げるところによること。</p> <p>(1) 申請書及び添付書類は、1事業場について第3条第1項の船舶又は物件ごとに申請書1通、添付書類3部（本局管内事業者にあつては2部）とすること。</p> <p>(2) 申請書及び添付書類の用紙は、原則としてA列4番のものを使用すること。</p> <p>(3) 添付書類は、附属書[2]「船舶安全法第6条ノ2に基づく事業場認定申請書に添付する書類」に掲げる内容のものとする。</p>

改正後	改正前
<p>なお、認定を受けようとする事業場が、当該事業場における認定物件等に関する品質マネジメントシステム（JIS Q 9000/3.2に定める「品質マネジメントシステム」をいう。以下同じ。）について、ISO 9001による品質マネジメントシステムの認証制度に係る審査登録機関による審査及び登録（以下「ISO認証」という。）を受けており、認定の審査に当たってISO認証の活用を受けたい旨を申請者が希望する場合には、その旨を添付書類に<u>記述させること。</u></p> <p>(4) 地方運輸局（神戸運輸監理部及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）は、申請書及び添付書類を検査測度課及び認定に係る事業場の所在地を管轄する運輸支局等（運輸支局（地方運輸局組織規則（平成14年国土交通省令第73号）別表第2第1号に掲げる運輸支局（福岡運輸支局を除く。）を除く。）、同令別表第5第2号に掲げる海事事務所又は内閣府設置法（平成11年法律第89号）第47条第1項の規定により沖縄総合事務局に置かれる事務所をいう。以下同じ。）に電磁的方法により送付し、本局及び運輸支局においても保管すること。</p> <p>(5) （略）</p> <p>(6) 7.0(a)の申し出があった場合は、認定を受けようとする者が希望する認定の有効期間（例：○年○月○日まで）を申請書に記載させること。</p> <p>(b) 認定の有効期間満了に伴う認定申請の場合（以下「認定の更新の場合」という。）については、(a)によるとともに次に掲げるところによること。ただし、前回の認定の申請の時に提出した書類と内容に変更のない書類並びに<u>事業場認定規則第44条の2の規定に基づき提出した</u></p>	<p>なお、認定を受けようとする事業場が、当該事業場における認定物件等に関する品質マネジメントシステム（JIS Q 9000/3.2に定める「品質マネジメントシステム」をいう。以下同じ。）について、ISO 9001による品質マネジメントシステムの認証制度に係る審査登録機関による審査及び登録（以下「ISO認証」という。）を受けており、認定の審査に当たってISO認証の活用を受けたい旨を申請者が希望する場合には、その旨を添付書類に<u>記述させること。</u></p> <p>(4) 地方運輸局長は、申請書及び添付書類各1部を海事局長に送付し、本局及び運輸支局（海事事務所及び海運事務所を含む。以下同じ。）にそれぞれ1部ずつ保管すること。</p> <p>(5) （略）</p> <p>（新設）</p> <p>(b) 認定の有効期間満了に伴う認定申請の場合（以下「認定の更新の場合」という。）については、(a)によるとともに次に掲げるところによること。ただし、前回の認定の申請の時に提出した書類と内容に変更のない書類並びに<u>第44条の2の規定に基づき提出した書類及び第44条</u></p>

改正後	改正前
<p>書類及び同第 44 条の 3 の規定に基づき届け出た事項に係る書類は、提出させることを要しない。</p> <p>(1) <u>地方運輸局</u>は、申請書及び添付書類を前回認定の有効期間満了日より 50 日前までに海事局長に送付できるように提出させること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(c) (略)</p> <p>(認定の基準)</p> <p>5.1(a) ISO 9001 によるISO認証を受けており、認定の審査に当たってISO認証の活用を受けたい旨の記述が添付書類になされているときは、認定の審査に当たっては、第4号(へを除く。)、第5号及び<u>第6号(ニを除く。)</u>の基準を満たしているもの<u>とすることができる。</u></p> <p><u>(b)</u> 第2号イの「適正に行うことができる人員」とは、必要な専門的知識及び技術又は経験(以下「力量」という。)を明確にした上で、以下に掲げる事項を満たす制度に基づき、教育訓練された人員をいう。</p> <p>(1) 製造工事若しくは改造修理工事(以下「製造工事等」という。)又は自主検査に従事する人員に対し、必要な力量を確保するための教育訓練が計画的に行われていること。</p> <p>(2) 教育訓練の実施に必要な事項が定められていること。</p> <p>(3) 実施された教育訓練の有効性が定期的に評価され、その結果に基づき必要に応じて見直しが行われていること。</p> <p><u>(c)</u> 第2号ロ(2)の「同等以上の能力を有すると認められる者」とは、次に掲げるいずれかの者をいう。</p>	<p><u>の3</u>の規定に基づき届け出た事項に係る書類は、提出させることを要しない。</p> <p>(1) <u>地方運輸局長</u>は、申請書及び添付書類を前回認定の有効期間満了日より 50 日前までに海事局長に送付できるように提出させること。</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(3)</u> 地方運輸局長は、前回認定期間中の当該事業場の施設、人員、管理体制及び検査の成績等について意見を添付すること。</p> <p>(c) (略)</p> <p>(認定の基準)</p> <p>5.1(a) ISO 9001 によるISO認証を受けており、認定の審査に当たってISO認証の活用を受けたい旨の記述が添付書類になされているときは、認定の審査に当たっては、第4号(へを除く。)、第5号及び<u>第6号</u>の基準を満たしているもの<u>とする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後

改正前

(1) 製造工事等又は自主検査について以下の表に掲げる最終学歴の区分に応じ、それぞれ対応する経験年数以上の経験を有する者をいう。

		経験年数
大学又は旧制大学	事業場認定規則に関連する 理工学科	6 (4)
	その他	9 (5)
短期大学	事業場認定規則に定める学 科	5 (5)
	事業場認定規則に関連する 理工学科	9 (6)
	その他	12 (7)
高等専門学校	事業場認定規則に関連する 理工学科	9 (6)
	その他	12 (7)
高等学校	事業場認定規則に定める学 科	9 (7)
	事業場認定規則に関連する 理工学科	12 (8)
	その他	15 (9)
中学校		20 (10)
旧制専門学校	事業場認定規則に関連する 理工学科	8 (6)
	その他	11 (8)

改正後			改正前	
旧制実業学校	事業場認定規則に定める学 科	9 (7)		
	事業場認定規則に関連する 理工学科	12 (8)		
旧制中学校		15 (9)		
旧制高等小学校		20 (10)		
旧制小学校		23 (15)		
備考	製造工事等又は自主検査において一定の品質管理を行う ことができる者と検査測度課長が認める者については、 () 内の年数を適用して差し支えない。			
<p>(2) (1)と同等であると検査測度課長が認める者。</p> <p><u>(d)</u> 第2号ハの「同等以上の能力を有すると認められる者」とは、次に掲げるいずれかの者をいう。</p> <p>(1) 検査部長、品質管理部長等の当該事業場の製造工事等の実施組織から独立した検査組織を総括している者。</p> <p>(2) (1)と同等であると検査測度課長が認める者。</p> <p><u>(e)</u> 検査主任者が病欠、出張等の理由により<u>一時的に不在となった場合</u>、<u>次に掲げる事項に留意の上</u>、検査主任者が不在の間検査主任者に代わって確認を代行する検査主任者代行を選任することができる。</p> <p><u>(1)</u> 検査主任者代行は、3年以上、第2号ロに掲げる者（以下「直接監督者」という。）としての経験を有する者又は検査部次長、検査課長等の社内組織において検査主任者に準ずる立場にある者とするこ</p>				

改正後	改正前
<p>と。 (削る)</p> <p><u>(2) 検査主任者が出社した場合、不在の間の業務実施内容を確認する規定を「確認の方法」の中に設けること。認定物件の品質確保に関し、問題が生ずるおそれがある場合には、検査主任者に代わり検査主任者代行が認定事業場内で対処でき、かつ、検査主任者に対して速やかに状況報告が可能な体制が整っていること。</u></p> <p><u>(3) 検査主任者代行に関する変更事項の届出については、検査主任者に要求されているものを準用する。</u></p> <p><u>(f) 自主検査を行う人員、直接監督者及び検査主任者は、いずれもこれらの職務を兼ねてはならない。ただし、検査主任者代行を選任している事業場であって、選任された検査主任者代行が検査主任者に代わり法第6条ノ2の確認を行わない場合に限り、検査主任者代行が直接監督者を兼ね、直接監督者としての業務を行うことができる。</u></p> <p><u>(g) 検査主任者は認定事業場内に駐在している者から選任すること。ただし、以下に掲げる事項を満たす場合は、この限りではない。</u></p> <p>(1) 検査主任者代行が選任され、かつ、事業場認定規則第4条第1項第2号の「確認の方法」に検査主任者が確認する前に検査主任者代行が照査する自主検査制度となっていること。</p> <p>(2) 確認日誌は、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成16年法律第149号)及び国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成17年国土交通省</p>	<p>長、検査課長等) とすること。</p> <p>(2) 検査主任者代行の資格は、検査主任者に要求されるものに準じた扱いとすること。</p> <p><u>(3) 検査主任者が出社した場合、不在の間の業務実施内容を確認する規定を「確認の方法」の中に設けること。</u></p> <p>(4) 検査主任者代行に関する変更事項の届出については、検査主任者に要求されているものを準用する。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>令第 26 号) に従って、作成及び保存されるものであること。この場合において、確認日誌に記載される氏名は、電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）第 2 条第 1 項の「電子署名」の要件を満足するものであること。</p> <p>(3) 認定物件の品質確保に関し、問題が生ずるおそれがある場合には、検査主任者に代わり検査主任者代行が認定事業場内で対処でき、かつ、検査主任者に対して速やかに状況報告が可能な体制が整っていること。</p> <p>(4) 検査主任者代行の責任及び権限並びに検査主任者を含めた認定事業場内の指揮命令系統が明確にされていること。</p> <p><u>(h)</u> 第 3 号イの「独立」とは、組織が分離していることに加え、自主検査基準（実施方法、判定基準）の策定並びに自主検査の実施及び結果の判定が、他の組織から影響を受けていないことをいう。</p> <p><u>(i)</u> 第 4 号に掲げる事項については、次に掲げる事項が含まれていること。</p> <p>(1) 苦情処理に関する事項</p> <p>(2) 原因の調査及び再発防止に係る事項</p> <p>(3) 不適合に類似する不適合の有無の確認に関する事項</p> <p>(4) ヒューマンエラーを防止するための措置に関する事項</p> <p>(5) 是正措置の有効性の確認に関する事項</p> <p><u>(j)</u> 第 4 号への「自主検査に関する基準」には、以下に掲げる事項が明確にされていること。</p> <p>(1) 自主検査を実施する者</p> <p>(2) 自主検査を実施する時期</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>(3) 自主検査の対象</p> <p>(4) 自主検査の内容</p> <p><u>(k)</u> 認定事業場は、以下に掲げる条件を全て満たす場合、製造外注先（認定事業場が認定物件の一部の製造を外注している事業者をいう。以下同じ。）で実施した試験の結果を記した成績書を確認することにより自主検査の実施に代えて差し支えない。この場合、第4号ホの「外注に関する管理」として、製造外注先が実施する試験が適切であることを確認するため、あらかじめ定めた間隔で製造外注先に対して監査を実施する制度を有していること。</p> <p>(1) 自主検査の項目の一部であること。</p> <p>(2) 製造外注先が十分な試験設備を有しており、かつ、試験設備に関して、適切な周期、方法及び判定基準によって定期的に点検、保守及び較正を実施する制度を有していること。</p> <p>(3) 製造外注先が試験の実施に必要な力量を有する者を有していること。</p> <p><u>(l)</u> 第5号の較正に関する制度には以下に掲げる事項が定められていること。</p> <p>(1) 第1号イ及びロに掲げる設備に必要な性能及び精度に関する事項</p> <p>(2) 点検、保守及び較正を実施する設備、項目、周期、方法及び判定基準に関する事項</p> <p>(3) 検査主任者による点検、保守及び較正の実施状況の把握に関する事項</p> <p>(4) 点検、保守及び較正を実施したときに不適合があった場合の措置に関する事項</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>(m)</u> 第6号ニの「内部監査に関する記録」には、内部監査を実施する者（以下「内部監査員」という。）が作成した記録のほか、以下に掲げる書類が含まれる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 事業場認定規則第9条に規定する書類 (2) 事業場認定規則第9条の2に規定する内部監査報告書 (3) 内部監査において発見された不適合事項その他改善事項に関する証拠 (4) 不適合事項その他改善事項に対し実施した処置及び是正処置に対する有効性の評価に関する記録 	<p>(新設)</p>
<p><u>(n)</u> 第7号の「内部監査に関する制度」には、以下に掲げる事項が記載されていること。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 内部監査員の選定に関する事項 (2) 内部監査の目的及び監査基準に関する事項 (3) 内部監査の方法に関する事項 (4) 内部監査の判定基準に関する事項 (5) 事業場認定規則第9条に規定する書類の作成から同第9条の2に規定する書類の提出に至るまでの手順 (6) 内部監査において不適合事項が発見された場合における手順 	<p>(新設)</p>
<p><u>(o)</u> 第7号ハの「一年ごと一回以上」とは、各事業場における一事業年度ごとに一回以上として差し支えない。</p> <p>(認定書の交付)</p> <p>6.0(a) 認定書の交付は、<u>地方運輸局</u>を經由して行うものとする。</p> <p>(認定の有効期間)</p> <p><u>7.0(a)</u> 有効期間を5年未満とする場合は、認定を受けようとする者から</p>	<p>(新設)</p> <p>(認定書の交付)</p> <p>6.0(a) 認定書の交付は、<u>地方運輸局長</u>を經由して行うものとする。</p> <p>(認定の有効期間)</p> <p><u>7.0(a)</u> 本項にいう有効期間を「5年以内とする」場合は、第4条第1項</p>

改正後	改正前
<p>の申し出により行うこと。</p> <p>(b) (略)</p> <p>(確認の方法)</p> <p><u>8.1(a)</u> 「確認の方法」には、事業場認定規則第5条第1項第2号に掲げる人員のうち、検査主任者その他の自主検査に関する人員、これらの者が実施する自主検査の内容、その対象及び時期が明確にされていること。</p> <p>(内部監査の実施方法の提出)</p> <p><u>9.0(a)</u> 「内部監査の実施方法」には、以下に掲げる事項が記載されていること。</p> <p>(1) 内部監査の目的</p> <p>(2) 内部監査の範囲及び対象</p> <p>(3) 内部監査の基準及び参照する文書等</p> <p>(4) 内部監査チーム（同チームを構成する者の所属部署の名称を含む。）及びチームメンバーの役割及び責任</p> <p>(5) 内部監査を実施する日時及び場所</p> <p>(6) 内部監査の方法（現場における確認、書類による確認、ヒアリングによる確認の別が明確にされていること。）</p> <p>(内部監査報告)</p> <p><u>9-2.0(a)</u> 「内部監査報告書」には、以下に掲げる事項が記載されていること。ただし、内部監査において不適合が発見された場合、(8)及び(9)に掲げる事項については、それぞれ処置が講じられた時点で報告することで差し支えない。</p> <p>(1) 内部監査の目的</p>	<p>の「認定を受けようとする者」からの申し出により行うこと。</p> <p>(b) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>(2) 内部監査の範囲及び対象</p> <p>(3) 内部監査基準</p> <p>(4) 内部監査チーム（同チームを構成する者の所属部署の名称を含む。）及びチームメンバーの役割及び責任</p> <p>(5) 内部監査を実施した日時及び場所</p> <p>(6) 内部監査の結果（不適合事項及び改善事項の有無等）及びそれを裏付ける主要な所見</p> <p>(7) 内部監査の所見及び当該所見を裏付ける根拠</p> <p>(8) 不適合が発見された場合には、実施した是正処置</p> <p>(9) (8)において実施された是正処置の有効性の評価</p> <p>(監査報告)</p> <p><u>10-4.1(a)</u> 地方運輸局長は、監査の結果、追加で監査を実施する必要があると認めるときは、速やかにその旨を国土交通大臣宛ての報告として検査測度課に電磁的方法により送付すること。</p>	<p>(新設)</p>
<p>第3章 整備規程の認可及び整備に係る事業場の認定</p> <p>(整備規程の認可)</p> <p>13.1(a) (略)</p> <p><u>13.3(a)</u> 地方運輸局は、申請書1部、整備規程3部及び本項の添付書類2部を提出させ、検査測度課に送付すること。ただし、認可を受けようとする者が希望する場合に限り、申請書、整備規程及び本項の添付書類はテキストデータを保持したPDF形式の電磁的記録として差し支えないこととし、電磁的記録による提出を受けた場合、当該書類は電磁的方法により検査測度課に送付すること。</p> <p>なお、送付にあたっては、認可を受けようとする者の整備規程の管</p>	<p>第3章 整備規程の認可及び整備に係る事業場の認定</p> <p>(整備規程の認可)</p> <p>13.1(a) (略)</p> <p><u>13.3(a)</u> 地方運輸局長は、申請書1通、整備規程3部及び本項の添付書類2部を提出させ、申請書1通、整備規程3部及び添付書類1部を海事局長に送付し、添付書類1部を保管しておくこと。</p> <p>なお、送付に当たっては、認可を受けようとする者の整備規程の管理方法、第27条第2項の規定による改訂の方法及び同条第3項の検認の体制に関する資料を合わせて送付すること。</p>

改正後	改正前
<p>理方法、第 27 条第 2 項の規定による改訂の方法及び同条第 3 項の検認の体制に関する資料を合わせて送付すること。</p> <p>(削る)</p> <p><u>(b) 整備規程が認可された場合、海事局長は、認可書に整備規程を添付し、地方運輸局長に返付するものとする。地方運輸局長は、認可書に整備規程を添付して申請者に交付すること。</u></p> <p><u>(c) (略)</u> (整備規程の変更の認可)</p> <p>14.0(a) 本条による認可については、<u>13.3(a)の本文並びに(b)及び(c)</u>を準用する。この場合において、「整備規程」とあるのは「整備規程の変更部分の抜すい」と読み替えること。</p> <p>(認定)</p> <p>19.2(a) (略) (認定の申請)</p> <p>20.0(a) 地方運輸局長が行う認定のための審査は、書類審査及び実地審査により行うものとする。</p> <p>(1) 書類審査は、提出された書類について審査を行い、必要に応じて追加書類を<u>要求するものとする。なお、認定を受けようとする者が希望する場合は、書類を電磁的記録により提出することができるものとする。</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p><u>(b) 地方運輸局長に対する申請書等の提出は、認定に係る事業場の所在</u></p>	<p><u>(b) 地方運輸局長に対する申請書等の提出は、管内の運輸支局長（海事事務所及び海運事務所長を含む。以下同じ。）を經由して行わせること。</u></p> <p><u>(c) 整備規程が認可された場合、海事局長は、認可書に送付された整備規程 2 部を添付し、地方運輸局長に返付するものとする。地方運輸局長は、認可書に整備規程 1 部を添付して申請者に交付するとともに、1 部を地方運輸局に保管すること。</u></p> <p><u>(d) (略)</u> (整備規程の変更の認可)</p> <p>14.0(a) 本条による認可については、<u>13.3(a)の本文及び(b)から(d)まで</u>を準用する。この場合において、「整備規程」とあるのは「整備規程の変更部分の抜すい」と読み替えること。</p> <p>(認定)</p> <p>19.2(a) (略) (認定の申請)</p> <p>20.0(a) 地方運輸局長が行う認定のための審査は、書類審査及び実地審査により行うものとする。</p> <p>(1) 書類審査は、提出された書類について審査を行い、必要に応じて追加書類を<u>要求するものとする。</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p><u>(b) 書類の提出については、13.3(b)を準用する。</u></p>

改正後	改正前
<p>地を管轄する運輸支局等を経由して行わせること。</p> <p><u>(c)</u> 23.0(a)の申し出があった場合は認定を受けようとする者が希望する認定の有効期間（例：○年○月○日まで）を申請書に記載させること。</p> <p>(認定の基準)</p> <p>21.1(a) 整備主任者が病欠、出張等の理由により<u>不在となった</u>場合、確認業務に支障のある事業場においては、次に掲げる事項に留意の上、整備主任者が不在の間業務を代行する整備主任者代行を選任することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(b) (略)</p> <p><u>(c)</u> 個々の整備規程における認定の基準については、本条による他、それぞれ昭和51年3月26日付け船査第154号、平成2年10月23日付け海査第496号、平成24年5月16日付け国海査第43号、平成24年5月16日付け国海査第45号、平成31年3月12日付け国海査第477号によること。</p> <p>(認定書の交付)</p> <p>22.0(a) 地方運輸局長は、認定をしたときは、海事局長、他の地方運輸局長及び管内の<u>運輸支局等</u>に認定した事業場の名称及び所在地、認定に係る物件及びその範囲並びに有効期間を速やかに通知すること。また、通知を受けた地方運輸局長は、速やかに管内の<u>運輸支局等</u>に通知すること。</p> <p>(認定の有効期間)</p> <p><u>23.0(a)</u> 有効期間を5年未満とする場合は、認定を受けようとする者からの申し出により行うこと。</p>	<p>(新設)</p> <p>(認定の基準)</p> <p>21.1(a) 整備主任者が病欠、出張等の理由により<u>不在となつた</u>場合、確認業務に支障のある事業場においては、次に掲げる事項に留意の上、整備主任者が不在の間業務を代行する整備主任者代行を選任することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(b) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(認定書の交付)</p> <p>22.0(a) 地方運輸局長は、認定をしたときは、海事局長、他の地方運輸局長及び管内の<u>各運輸支局長</u>に認定した事業場の名称及び所在地、認定に係る物件及びその範囲並びに有効期間を速やかに通知すること。また、通知を受けた地方運輸局長は、速やかに管内の<u>各運輸支局長</u>に通知すること。</p> <p>(認定の有効期間)</p> <p><u>23.0(a)</u> 本項にいう有効期間を「5年以内とする」場合は、第20条第1項の「認定を受けようとする者」からの申し出により行うこと。</p>

改正後	改正前
<p>(b) (略)</p> <p>24.2(a) ~ 27.3(a) (略)</p>	<p>(b) (略)</p> <p>24.2(a) ~ 27.3(a) (略)</p>
<p>第4章 運用規程の認可並びに遠隔支援業務に係る事業場の認定及び整備規程の認可</p> <p>(運用規程の認可)</p> <p><u>29.4(a)</u> 地方運輸局は、申請書1部、運用規程3部及び本項の添付書類1部を提出させ、検査測度課に送付すること。なお、送付にあたっては、認可を受けようとする者の運用規程の管理方法、第38条第2項の規定による改訂の方法及び同条第3項の備え置きに関する資料を合わせて送付すること。ただし、認可を受けようとする者が希望する場合は、申請書、運用規程及び本項の添付書類等の上記書類はテキストデータを保持したPDF形式の電磁的記録で提出して差し支えない。電磁的記録による提出を受けた場合は、当該書類は電磁的方法により検査測度課に送付すること。</p> <p>(認定の申請)</p> <p><u>34.1(a)</u> 認定のための審査は、書類審査及び実地審査により行うものとする。</p> <p>(1) 書類審査は、提出された書類について審査を行い、必要に応じて追加書類を要求するものとする。なお、認定を受けようとする者が希望する場合は、書類を電磁的記録により提出することができるものとする。</p> <p>(2) 更新の場合、前回の申請時に提出した書類と内容に変更のない書類並びに第44条の2の規定に基づき提出した書類及び第44条の3</p>	<p>第4章 運用規程の認可並びに遠隔支援業務に係る事業場の認定及び整備規程の認可</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>の規定に基づき届け出た事項に係る書類は、提出させることを要しない。</p> <p>(認定の基準)</p> <p>35.1(a)・(b) (略)</p> <p>(整備規程の認可)</p> <p><u>40.3(a)</u> 地方運輸局は、申請書1部、整備規程3部及び本項の添付書類1部を提出させ、検査測度課に送付すること。</p> <p>なお、送付にあたっては、認可を受けようとする者の整備規程の管理方法、第44条第2項の規定による改訂の方法及び同条第3項の備え置きに関する資料を合わせて送付すること。ただし、認可を受けようとする者が希望する場合は、申請書、整備規程及び本項の添付書類等の上記書類はテキストデータを保持したPDF形式の電磁的記録で提出して差し支えない。電磁的記録による提出を受けた場合は、当該書類は電磁的方法により検査測度課に送付すること。</p>	<p>(認定の基準)</p> <p>35.1(a)・(b) (略)</p> <p>(新設)</p>
<p>第5章 雑則</p> <p>(承認)</p> <p>44-2.0(a) (略)</p> <p>(b) 第2号に係る承認については、次に掲げる事項を記載した<u>確認方法変更(制定)承認申請書及び変更(制定)後の確認の方法を記載した書類(原則として、これらの書類はテキストデータを保持したPDF形式の電磁的記録であること。)</u>を提出させること。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(c)</u> 以下のいずれかに該当する場合は、第2号の「確認の方法を(中略)変更しようとするとき」には該当しないものとし、事業場認定規則第</p>	<p>第5章 雑則</p> <p>(承認)</p> <p>44-2.0(a) (略)</p> <p>(b) 第2号に係る承認については、次に掲げる事項を記載した<u>確認方法変更(制定)承認申請書を1通、変更(制定)後の確認の方法を記載した書類3部(本局管内事業者にあつては2部)</u>を提出させること。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>44 条の 3 表第 1 号に準じて取り扱うものとする。</p> <p>(1) 確認の方法に記載された部署の名称に変更があったとき。</p> <p>(2) 認印の管理と打刻の方法、確認日誌の様式、確認日誌の管理の方法に変更があったとき。</p> <p>(3) 検査測度課長が、軽微な変更であって、確認及び自主検査に影響をおよぼすおそれのないと認めるもの。</p> <p><u>(d)</u> 第 3 号に係る<u>承認について、変更承認申請書及び添付書類の取扱い</u>については、<u>20.0(a)(1)、(2)、21.1(b)及び 22.0(a)</u>を準用する。この場合において、<u>実地審査は、必要に応じて実施すること。</u></p> <p><u>(e)</u> 第 4 号に係る承認については、次に掲げる事項を記載した確認方法変更承認申請書を<u>1 部、変更後の確認の方法を記載した書類 3 部（本局管内事業場にあつては 2 部）を提出させること。ただし、承認を受けようとする者が希望する場合に限り、電磁的記録に代えることができる。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 確認方法変更承認申請書及び変更後の確認の方法を記載した書類の取扱いについては、<u>21.1(b)</u>を準用する。</p> <p><u>(f)</u> 第 5 号に係る承認について、変更承認申請書及び添付書類の取扱いについては、<u>34.1(a)(1)</u>を準用する。この場合において実地審査は、必要に応じて実施すること。</p> <p>(届出)</p> <p>44-3.0(a) 第 1 号に係る<u>届出については、以下によること。</u></p> <p><u>(1)</u> 地方運輸局は、変更しようとする事項及びその理由及び変更を実施しようとする期日を記載した届出書（原則として、テキストデー</p>	<p>(c) 第 3 号に係る<u>承認について、変更承認申請書及び添付書類の取扱い</u>については、<u>13.3(b)、20.0(a)(1)、(2)、21.1(b)及び 22.0(a)</u>を準用する。この場合において、<u>実地審査は、必要に応じて実施すること。</u></p> <p><u>(d)</u> 第 4 号に係る承認については、次に掲げる事項を記載した確認方法変更承認申請書を<u>1 通、変更後の確認の方法を記載した書類 3 部（本局管内事業者にあつては 2 部）を提出させること。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 確認方法変更承認申請書及び変更後の確認の方法を記載した書類の取扱いについては、<u>13.3(b)及び 21.1(b)</u>を準用する。</p> <p>(新設)</p> <p>(届出)</p> <p>44-3.0(a) 第 1 号に係る<u>届出については、以下によること。</u></p> <p><u>(1)</u> 地方運輸局長は、変更しようとする事項及びその理由のほかに変更を実施しようとする期日を記載した届出書を 3 部（本局管内事業</p>

改正後	改正前
<p>タを保持したPDF形式の電磁的記録であること。)を提出させ、検査測度課に電磁的方法により送付すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 「軽微な変更」とは、例えば次に掲げるものをいう。</p> <p>(i)・(ii) (略)</p> <p>(iii) 工具及び治具の較正に関する制度の変更であって、<u>制度の内容そのものに影響を及ぼさない変更</u></p> <p>(iv) (略)</p> <p>(b) 第2号に係る届出については以下によること。</p> <p><u>(1)</u> 地方運輸局は、変更しようとする事項及びその理由及び変更が生じた時期を記載した届出書(原則として、テキストデータを保持したPDF形式の電磁的記録であること。)を提出させ、検査測度課に電磁的方法により送付すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(c) 第3号及び第4号に係る届出については以下によること。</p> <p><u>(1)</u> 地方運輸局は、本号による届出書(原則として、テキストデータを保持したPDF形式の電磁的記録であること。)を提出させ、検査測度課に電磁的方法により送付すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(d) 第5号及び第6号に係る届出については以下によること。</p> <p><u>(1)</u> 地方運輸局は、本号による届出書(原則として、テキストデータを保持したPDF形式の電磁的記録であること。)を提出させ、検査測度課に電磁的方法により送付すること。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>者にあつては2部)提出させ、1部を海事局長に送付し、本局及び運輸支局にそれぞれ1部ずつ保管すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 「軽微な変更」とは、例えば次に掲げるものをいう。</p> <p>(i)・(ii) (略)</p> <p>(iii) 工具及び治具の較正に関する制度の変更であって、<u>制度の内容そのものに影響を及ぼさない変更</u></p> <p>(iv) (略)</p> <p>(b) 第2号に係る届出については以下によること。</p> <p><u>(1)</u> 地方運輸局長は、変更の生じた事項及び変更の理由のほかに変更の生じた日を記載した届出書を3部(本局管内事業者にあつては2部)提出させ、1部を海事局長に送付し、本局及び運輸支局にそれぞれ1部ずつ保管すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(c) 第3号及び第4号に係る届出については以下によること。</p> <p><u>(1)</u> 地方運輸局長は、本号による届出書を3部(本局管内事業者にあつては2部)提出させ、1部を海事局長に送付し、本局及び運輸支局にそれぞれ1部ずつ保管すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(d) 第5号及び第6号に係る届出については以下によること。</p> <p><u>(1)</u> 地方運輸局長は、本条による届出書を3部(本局管内事業者にあつては2部)提出させ、1部を海事局長に送付し、本局及び運輸支局にそれぞれ1部ずつ保管すること。</p> <p>(2) (略)</p>

改正後	改正前
<p>(削る)</p> <p><u>(e)</u> 第7号に係る届出については以下によること。</p> <p>(1) 地方運輸局は、本号による届出書を2部（本局管内事業場にあつては1部）提出させること。ただし、認定を受けようとする者が希望する場合に限り、電磁的記録に代えることができる。</p> <p>(2) 届出の提出については、20.0(b)及び44-3.0(a)(2)、(3)を準用する。</p> <p><u>(f)</u> 第8号に係る届出については以下によること。</p> <p>(1) 地方運輸局は、本号による届出書を2部（本局管内事業場にあつては1部）提出させること。ただし、認定を受けようとする者が希望する場合に限り、電磁的記録に代えることができる。</p> <p>(2) 届出の提出については、20.0(b)及び44-3.0(b)(2)を準用する。</p> <p><u>(g)</u> 第13号及び第14号に係る届出について、地方運輸局は、変更しようとする事項及びその理由及び変更しようとする時期を記載した届出書（原則として、これらの書類はテキストデータを保持したPDF形式の電磁的記録であること。）を提出させ、検査測度課に電磁的方法により送付すること。</p>	<p><u>(3)</u> 書類の提出については、13.3(b)を準用する。</p> <p><u>(e)</u> 第7号に係る届出については、13.3(b)及び44-3.0(a)(2)、(3)を準用する。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p>附則</p> <p>心得附則（平成14年7月11日）（略）</p> <p><u>附則（令和8年1月15日）</u></p> <p><u>附3.0(a) 申請書（次の様式によること。）及び添付書類は、1事業場につき申請書1部及び第3条第1項の船舶又は物件ごとに添付書類1部ずつとすること。なお、これらの書類はテキストデータを保持したPDF形式の電磁的記録であること。</u></p>	<p>附則</p> <p>心得附則（平成14年7月11日）（略）</p> <p>(新設)</p>

改正後			改正前		
<u>[承認申請書様式]</u> (別添様式のとおり)					
附属書[1-1] 製造認定事業場用チェック項目 <u>下表及び別に定める製造等認定事業場監査ガイドラインを参考に製造工場の管理状況を確認すること。</u>			附属書[1-1] 製造認定事業場用チェック項目 (新設)		
I 自主検査制度の運用			I 自主検査制度の運用		
チェック項目 (チェック資料)	チェックポイント	関連項目	チェック項目 (チェック資料)	チェックポイント	関連項目
I-1 (略)	(略)	(略)	I-1 (略)	(略)	(略)
I-2 検査の実施状況 (検査基準、工程間検査図、材料、部品、製品、規格、不良品統計)	(1)~(2) (略)	(略)	I-2 検査の実施状況 (検査基準、工程間検査図、材料、部品、製品、規格、不良品統計)	(1)~(2) (略)	(略)
	(3) 外部に検査に依頼する場合、検査設備の管理状況が適切な特定のところを定常的に利用しており、検査基準、方法等の指示が明確に行われているか。			(3) 外部に検査に依頼する場合、検査設備の管理状況が適切な特定のところを定常的に利用しており、検査基準、方法等の指示が明確に行われているか。	
	(4) 自主検査の実施方法、判定基準の策定並びに自主検査の実施及び検査主任者による確認が、他の組織から影響を受けていないか。				

改正後			改正前		
I-3 (略)	(略)	(略)	I-3 (略)	(略)	(略)
I-4 検査従事者の状況 (職務分掌規則、刻印管理規定、経験年数表、組織及び人員配置表、検査記録表、確認日誌)	(1)~(3) (略)		I-4 検査従事者の状況 (職務分掌規則、刻印管理規定、経験年数表、組織及び人員配置表、検査記録表、確認日誌)	(1)~(3) (略)	
	(4) 検査従事者(検査主任者、直接監督者及び自主検査を実施する者をいう。以下同じ。)の数、質、組織は自主検査制度の円滑な運用に支障はない状態か。			(4) 検査従事者の数、質、組織は自主検査制度の円滑な運用に支障はない状態か。	
	(5) 検査従事者は、それぞれの権限及び責任を把握しているか。				
II~V (略)			II~V (略)		
<u>VI</u> 内部監査			(新設)		
チェック項目 (チェック資料)	チェックポイント	関連項目			
VI-1 内部監査の実施状況	(1) 内部監査は1年ごとに1回以上の頻度で実施されているか。				
	(2) 内部監査を実施した者は、製造工事及び自主検査の実施組織から独立しているか。				

改正後		改正前	
	(3) 内部監査において発見された不適合事項その他改善事項に対して適切な処置が行われているか。		
VI-2 内部監査に関する記録の管理	(1) 国に提出した内部監査の実施方法、内部監査報告の管理等は社内規格どおり行われ、かつ、整理されているか。		
	(2) 内部監査において発見された不適合事項その他改善事項に関する証拠並びに不適合事項その他改善事項に対し実施した処置及び是正処置に対する有効性の評価に関する記録の管理は社内規格どおり行われているか。		
附属書[1-2] <u>改造修理認定事業場用チェック項目</u> <u>下表及び別に定める製造等認定事業場監査ガイドラインを参考に製造工事の管理状況を確認すること。</u> I 自主検査制度の運用		附属書[1-2] <u>修理認定事業場用チェック項目</u> (新設) I 自主検査制度の運用	

改正後			改正前		
チェック項目 (チェック資料)	チェックポイント	関連項目	チェック項目 (チェック資料)	チェックポイント	関連項目
I-1 (略)	(略)	(略)	I-1 (略)	(略)	(略)
I-2 検査の実施状況 (検査基準、工程間検査図、材料、部品、 <u>修理完成品、規格、不良品統計</u>)	(1)~(2) (略)	(略)	I-2 検査の実施状況 (検査基準、工程間検査図、材料、部品、 <u>修理完成品</u>)	(1)~(2) (略)	(略)
	(3) 外部に検査に依頼する場合、検査設備の管理状況が適切な特定のところを定常的に利用しており、検査基準、方法等の指示が明確に行われているか。			(3) 外部に検査に依頼する場合、検査設備の管理状況が適切な特定のところを定常的に利用しており、検査基準、方法等の指示が明確に行われているか。	
I-3 (略)	(略)	(略)	I-3 (略)	(略)	(略)
I-4 検査従事者の状況 (職務分掌規則、刻印管理規定、経験年数表、組織及び人員配置表、検査記録表、確認日誌)	(1)~(3) (略)	(略)	I-4 検査従事者の状況 (職務分掌規則、刻印管理規定、経験年数表、組織及び人員配置表、検査記録表、確認日誌)	(1)~(3) (略)	(略)
	(4) 検査従事者(検査主任者、直接監督者及び自主検査を実施する者をいう。以下同じ。)の数、質、			(4) 検査従事者の数、質、組織は自主検査制度の円滑な運用に支障はない状態か。	

改正後			改正前		
	組織は自主検査制度の円滑な運用に支障はない状態か。				
	(5) 検査従事者は、それぞれの権限及び責任を把握しているか。				
II～V (略)			II～V (略)		
<u>VI</u> 内部監査			(新設)		
チェック項目 (チェック資料)	チェックポイント	関連項目			
VI-1 内部監査の実施状況	(1) 内部監査は1年ごとに1回以上の頻度で実施されているか。				
	(2) 内部監査を実施した者は、改造修理工事及び自主検査の実施組織から独立しているか。				
	(3) 内部監査において発見された不適合事項その他改善事項に対して適切な処置が行われているか。				

改正後		改正前
VI-2 内部監査に関する記録の管理	(1) 国に提出した内部監査の実施方法、内部監査報告の管理等は社内規格どおり行われ、かつ、整理されているか。	
	(2) 内部監査において発見された不適合事項その他改善事項に関する証拠並びに不適合事項その他改善事項に対し実施した処置及び是正処置に対する有効性の評価に関する記録の管理は社内規格どおり行われているか。	
附属書[1-3] 整備認定事業場チェック項目 <u>下表を参考に整備の管理状況を確認すること。</u> (表略)		附属書[1-3] 整備認定事業場チェック項目 (新設) (表略)
附属書[2] 船舶安全法第6条ノ2に基づく事業場認定申請書に添付する書類 A 会社全般に関する事項 1 (略) 2 <u>資本金及び定款</u> 3～5 (略)		附属書[2] 船舶安全法第6条ノ2に基づく事業場認定申請書に添付する書類 A 会社全般に関する事項 1 (略) 2 <u>資本金、定款及び役員名</u> 3～5 (略)

改正後	改正前
<p>B 当該事業場における認定物件等に関する事項</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 人員</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 対象物件が、ボイラ、圧力容器等法令上、資格を有する溶接技 りょう者による溶接が義務づけられている物件である場合、(2)の うち溶接技りょう者の級別有資格者(経済産業省、厚生労働省、<u>一 般財団法人日本海事協会</u>のものを含む。)数(社内技能者、社外技 能者の別)</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>4 検査制度</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3)</u> 検査主任者の権限及び責任</p> <p><u>(4)</u> 直接監督者の権限及び責任</p> <p><u>(5)</u> 自主検査を実施する者の権限及び責任</p> <p>5・6 (略)</p> <p>7 書類の管理</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5)</u> 内部監査に関する記録の管理方法</p> <p><u>8</u> 内部監査制度</p> <p>(1) 目的</p> <p>(2) 責任</p> <p>(3) 監査基準と判定基準</p> <p>(4) 実施方法(現場における確認、書類による確認、ヒアリングに</p>	<p>B 当該事業場における認定物件等に関する事項</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 人員</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 対象物件が、ボイラ、圧力容器等法令上、資格を有する溶接技 りょう者による溶接が義務づけられている物件である場合、(2)の うち溶接技りょう者の級別有資格者(<u>通商産業省、労働省、(財)日 本海事協会</u>のものを含む。)数(社内技能者、社外技能者の別)</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>4 検査制度</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3)</u> 確認の方法 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>5・6 (略)</p> <p>7 書類の管理</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>よる確認の別の選定基準を含む。)</p> <p>(5) 内部監査員の選定方法</p> <p>(6) 内部監査の実施手順</p> <p>9 実績</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 前年度までの直近4年に係る地方運輸局(運輸支局等を含む。)、日本小型船舶検査機構及び登録船級協会(一般財団法人日本海事協会、American Bureau of Shipping、Bureau Veritas SA、DNV AS、Lloyds Register Group Limited)の検査を受けた実績又は日本小型船舶検査機構及び一般財団法人日本舶用品検定協会による検定を受けた実績</p> <p>(5) (略)</p> <p>C 確認の方法</p> <p>1 確認の手順</p> <p>2 確認及び自主検査に係る業務系統図</p> <p>3 認印の管理と打刻の方法</p> <p>4 確認日誌の様式</p> <p>5 確認日誌の管理方法</p> <p>D 当該事業場におけるISO認証に関する事項(当該事項は、認定を受けようとする事業場が、当該事業場における認定物件等に関する品質管理システムについて、<u>ISO認証を受けており、認定の審査にあたりISO認証の活用を受ける場合にのみ添付すること。</u>)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 ISO 9001の登録がなされている場合に<u>あつては</u>、当該事業場の認</p>	<p>8 実績</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 法による地方運輸局、日本小型船舶検査機構及び(財)日本海事協会の検査を受けた実績</p> <p>(5) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>C 当該事業場におけるISO認証に関する事項(当該事項は、認定を受けようとする事業場が、当該事業場における認定物件等に関する品質管理システムについて、<u>ISO認証を受けており、認定の審査に当たつてはISO認証の活用を受ける場合にのみ添付すること。</u>)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 ISO 9001の登録がなされている場合に<u>あつては</u>、当該事業場の認</p>

改正後	改正前
<p>定物件等に係る品質システムにおいて用いられる<u>事業場認定規則</u>第5条第1項第4号（へを除く。）、第5号及び<u>第6号（ニを除く。）</u>の基準に関する品質システム文書の名称、文書番号等の一覧表</p>	<p>定物件等に係る品質システムにおいて用いられる<u>規則</u>第5条第1項第4号（へを除く。）、第5号及び<u>第6号</u>の基準に関する品質システム文書の名称、文書番号等の一覧表</p>
<p>附属書[3] 船舶安全法第6条ノ3に基づく事業場認定申請書に添付する書類</p> <p>A 会社全般に関する事項</p> <p>1 会社の沿革</p> <p>2 資本金及び<u>定款</u></p> <p>3～5 (略)</p> <p>B 当該事業場における認定物件等に関する事項</p> <p>1～9 (略)</p>	<p>附属書[3] 船舶安全法第6条ノ3に基づく事業場認定申請書に添付する書類</p> <p>A 会社全般に関する事項</p> <p>1 会社の沿革</p> <p>2 資本金、<u>定款及び役員</u></p> <p>3～5 (略)</p> <p>B 当該事業場における認定物件等に関する事項</p> <p>1～9 (略)</p>

○ 海洋汚染等防止法検査心得 III 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則 新旧対照表

(傍線の箇所は部分改正、二重傍線の箇所は全改正、破線で囲んだ箇所は順次対応する破線で囲んだ箇所のように改正することを指す。)

改正後	改正前
<p>第1章 総則</p> <p><u>(A)</u> 製造認定事業場又は改造修理認定事業場に対しては、法第19条の49第2項において準用する船舶安全法第12条第1項に基づき臨検又は事業場認定規則第10条の3に基づき監査を行い、製造認定事業場にあつては船舶検査心得1-3 船等舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則 附属書[1-1]「製造認定事業場用チェック項目」、改造修理認定事業場にあつては船舶検査心得1-3 船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則 附属書[1-2]「改造修理認定事業場用チェック項目」を参考に認定事業場監査実施手順書(事業場-004)に従って、製造認定事業場にあつては製造工事の管理状況、改造修理認定事業場にあつては改造修理工事の管理状況の確認を行うこと。地方運輸局長(神戸運輸監理部長及び沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。)が臨検又は監査の必要があると認めるときは、速やかにその旨を海事局長に報告すること。</p>	<p>第1章 総則</p> <p><u>(A)</u> 地方運輸局長(運輸監理部長、運輸支局長、海事事務所長、沖縄総合事務局長又は海運事務所長を含む。以下(C)まで同じ。)は、製造認定事業場に対して、認定後の製造管理状況の確認を行うために、法第19条の49第1項において準用する船舶安全法第12条第1項の規定に基づき立入検査を実施することとし、その取扱いは次のとおりとする。</p> <p>(a) 別紙1「製造認定事業場用チェックシートに掲げる全項目を1年間(認定される日の属する月の翌月から1年間をいう。)で終了することとし、原則として四半期に1回の割合で実施すること。</p> <p>(b) 全項目について立入検査を実施した後、製造認定事業場用チェックシートに必要事項を記載すること。</p> <p>(c) 本局(地方運輸局、運輸監理部又は沖縄総合事務局をいう。以下同じ。)は、当該製造認定事業場用チェックシートの写しを終了月の翌月15日までに海事局検査測度課長に提出し、支局(運輸支局、海</p>

改正後	改正前
<p><u>(B)</u> 整備認定事業場に対しては、法第 19 条の 49 第 2 項において準用する船舶安全法第 12 条第 1 項に基づき臨検し、船舶検査心得 1-3 船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則 附属書[1-3]「整備認定事業場用チェック項目」を参考に認定事業場監査実施手順書（事業場-004）に従って、原則として 1 年度に 1 回の頻度で整備管理状況の確認を行うこと。ただし、地方運輸局長が必要と認める場合には、随時立入りをを行い、不正の行われることのないよう十分監督すること。</p> <p><u>(C)</u> 法第 19 条の 49 第 2 項において準用する船舶安全法第 12 条第 1 項に基づく臨検又は事業場認定規則第 10 条の 3 に基づく監査を行う際には、法第 19 条の 49 第 2 項において準用する船舶安全法第 12 条第 1 項の職員の身分を示す証票を携帯すること。</p>	<p>事事務所又は海運事務所をいう。以下同じ。) は、本局を經由して同様に提出すること。また、改造修理認定事業場に対しても同様に取扱うこと。</p> <p><u>(B)</u> 地方運輸局長は、整備認定事業場に対して、認定後の整備管理状況の確認を行うために、法第 19 条の 49 第 1 項において準用する船舶安全法第 12 条第 1 項の規定に基づき立入検査を実施することとし、その取扱いは次のとおりとする。</p> <p>(a) 別紙 2 「整備認定事業場用チェックシート」に掲げる全項目を 2 年間（認定された日の属する月の翌月から 2 年間をいう。）で終了することとし、原則として四半期に 1 回の割合で実施すること。</p> <p>(b) (A)(b)及び(c)の規定は、整備認定事業場について準用する。</p> <p><u>(C)</u> 地方運輸局長は、必要があると認めるときは、(A)又は(B)の規定にかかわらず、随時立入検査を実施すること。</p>
<p>第 2 章 製造工事又は改造修理工事に係る事業場の認定 (認定) 3.2(a)・(b) (略) (認定の申請) 4.1&2(a) 事業場の認定の申請については、次のとおり取り扱うこと。 (1) <u>地方運輸局長は、1 事業場について事業場認定規則第 3 条第 1 項</u></p>	<p>第 2 章 製造工事又は改造修理工事に係る事業場の認定 (認定) 3.2(a)・(b) (略) (認定の申請) 4.1&2(a) 事業場の認定の申請については、次のとおり取り扱うこと。 (1) <u>地方運輸局長（運輸監理部長又は沖縄総合事務局長を含む。以下</u></p>

改正後	改正前
<p>各号に掲げる物件ごとに事業場認定申請書（以下本項において「申請書」という。）<u>1部及び添付書類1部を提出させること。なお、原則として、添付書類はテキストデータを保持したPDF形式の電磁的記録であること。</u></p> <p>(2) 添付書類は、<u>別紙3「法第19条の49第1項において準用する船舶安全法第6条ノ2に基づく事業場認定申請書に添付する書類」</u>によること。</p> <p>なお、認定を受けようとする事業場が、当該事業場における認定物件等に関する品質マネジメントシステム（JIS Q 9000/3.2に定める「品質マネジメントシステム」をいう。以下同じ。）について、ISO 9001による品質マネジメントシステムの認証制度に係る審査登録機関による審査及び登録（以下「ISO認証」という。）を受けており、認定の審査に当たってISO認証の活用を受けたい旨を申請者が希望する場合には、その旨を添付書類に記述させること。</p> <p><u>(3)</u> 地方運輸局（神戸運輸監理部及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）は、申請書及び添付書類を検査測度課及びに認定に係る事業場の所在地を管轄する運輸支局等（運輸支局（地方運輸局組織規則（平成14年国土交通省令第73号）別表第2第1号に掲げる運輸支局（福岡運輸支局を除く。）を除く。）、同令別表第5第2号に掲げる海事事務所又は内閣府設置法（平成11年法律第89号）第47条第1項の規定により沖縄総合事務局に置かれる事務所をいう。以下同じ。）に電磁的方法により送付し、本局及び運輸支局等においても保管すること。</p> <p><u>(4)</u> 7.0(a)の申し出があった場合は、認定を受けようとする者が希望</p>	<p><u>同じ。）は、一事業場について第3条第1項各号に掲げる物件ごとに事業場認定申請書（以下本項において「申請書」という。）1通及び添付書類2部（支局管内の事業場にあつては3部）を提出させること。</u></p> <p>(2) 添付書類は、別紙3「製造工事又は改造修理工事に係る事業場認定申請書に添付する書類」によること。</p> <p>なお、認定を受けようとする事業場が、当該事業場における認定物件等に関する品質マネジメントシステム（JIS Q 9000/3.2に定める「品質マネジメントシステム」をいう。以下同じ。）について、ISO 9001による品質マネジメントシステムの認証制度に係る審査登録機関による審査及び登録（以下「ISO認証」という。）を受けており、認定の審査に当たってISO認証の活用を受けたい旨を申請者が希望する場合には、その旨を添付書類に記述させること。</p> <p><u>(3)</u> 地方運輸局長は、申請書1通及び添付書類1部を海事局長に送付し、本局において当該申請書の写し及び添付書類1部を保管すること。この場合において、運輸支局長（沖縄総合事務局にあつては、海運事務所長をいう。以下同じ。）を経由する場合にあつては、支局においても同様に保管すること。</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>する認定の有効期間（例：○年○月○日まで）を申請書に記載させること。</p> <p>(b) 認定の有効期間満了に伴う認定の申請にあたり、地方運輸局長は、申請書及び添付書類を認定の有効期間満了日から 50 日前までに海事局長に送付できるように提出させること。この場合において、製造工事又は改造修理工事に係る事業場認定申請書に添付する書類の項目に従って、前回提出した添付書類の変更の有無を明示させること。</p> <p>4.3(a) (略) (認定の基準)</p> <p>5.1(a) ISO 9001 による ISO 認証を受けており、認定の審査に当たって ISO 認証の活用を受けたい旨の記述が添付書類になされているときは、認定の審査に当たっては、第 4 号（へを除く。）、第 5 号及び第 6 号（ニを除く。）の基準を満たしているものと<u>することができる。</u></p> <p>(b) 第 2 号イの「適正に行うことができる人員」とは、必要な専門的知識及び技術又は経験（以下「力量」という。）を明確にした上で、以下に掲げる事項を満たす制度に基づき、教育訓練された人員をいう。</p> <p>(1) 製造工事若しくは改造修理工事（以下「製造工事等」という。）又</p>	<p>(b) 認定の有効期間満了に伴う認定の申請は、(a)によるほか次のとおり取り扱うこと。</p> <p>(1) 地方運輸局長は、申請書及び添付書類を認定の有効期間満了日から 50 日前までに海事局長に送付できるように提出させること。この場合において、製造工事又は改造修理工事に係る事業場認定申請書に添付する書類の項目に従って、前回提出した添付書類の変更の有無を明示させること。</p> <p>(2) 地方運輸局長は、前回の認定の有効期間中における当該事業場の施設、人員、管理体制、検査の成績等について意見を付すること。</p> <p>4.3(a) (略) (認定の基準)</p> <p>5.1(a) ISO 9001 による ISO 認証を受けており、認定の審査に当たって ISO 認証の活用を受けたい旨の記述が添付書類になされているときは、認定の審査に当たっては、第 4 号（へを除く。）、第 5 号及び第 6 号の基準を満たしているものと<u>する。</u></p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前																							
<p>は自主検査に従事する人員に対し、必要な力量を確保するための教育訓練が計画的に行われていること。</p> <p>(2) 教育訓練の実施に必要な事項が定められていること。</p> <p>(3) 実施された教育訓練の有効性が定期的に評価され、その結果に基づき必要に応じて見直しが行われていること。</p> <p><u>(c)</u> 第2号口の「同等以上の能力を有すると認められる者」とは、次に掲げるいずれかの者をいう。</p> <p>(1) 製造工事等又は自主検査について以下の表に掲げる最終学歴の区分に応じ、それぞれ対応する経験年数以上の経験を有する者をいう。</p> <table border="1" data-bbox="264 673 1104 1359"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>経験年数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大学又は旧制大学</td> <td>事業場認定規則に関連する理工学科</td> <td>6 (4)</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>9 (5)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">短期大学</td> <td>事業場認定規則に定める学科</td> <td>5 (5)</td> </tr> <tr> <td>事業場認定規則に関連する理工学科</td> <td>9 (6)</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>12 (7)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">高等専門学校</td> <td>事業場認定規則に関連する理工学科</td> <td>9 (6)</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>12 (7)</td> </tr> <tr> <td>高等学校</td> <td>事業場認定規則に定める学科</td> <td>9 (7)</td> </tr> </tbody> </table>			経験年数	大学又は旧制大学	事業場認定規則に関連する理工学科	6 (4)	その他	9 (5)	短期大学	事業場認定規則に定める学科	5 (5)	事業場認定規則に関連する理工学科	9 (6)	その他	12 (7)	高等専門学校	事業場認定規則に関連する理工学科	9 (6)	その他	12 (7)	高等学校	事業場認定規則に定める学科	9 (7)	<p>(新設)</p>
		経験年数																						
大学又は旧制大学	事業場認定規則に関連する理工学科	6 (4)																						
	その他	9 (5)																						
短期大学	事業場認定規則に定める学科	5 (5)																						
	事業場認定規則に関連する理工学科	9 (6)																						
	その他	12 (7)																						
高等専門学校	事業場認定規則に関連する理工学科	9 (6)																						
	その他	12 (7)																						
高等学校	事業場認定規則に定める学科	9 (7)																						

改正後			改正前		
	事業場認定規則に関連する 理工学科	12	(8)		
	その他	15	(9)		
中学校		20	(10)		
旧制専門学校	事業場認定規則に関連する 理工学科	8	(6)		
	その他	11	(8)		
旧制実業学校	事業場認定規則に定める学 科	9	(7)		
	事業場認定規則に関連する 理工学科	12	(8)		
旧制中学校		15	(9)		
旧制高等小学校		20	(10)		
旧制小学校		23	(15)		
備考	製造工事等又は自主検査において一定の品質管理を行う ことができる者と検査測度課長が認める者については、 () 内の年数を適用して差し支えない。				
<p>(2) (1)と同等であると検査測度課長が認める者。</p> <p><u>(d)</u> 第2号ハの「同等以上の能力を有すると認められる者」とは、次に掲げるいずれかの者をいう。</p> <p>(1) 検査部長、品質管理部長等の当該事業場の製造工事等の実施組織から独立した検査組織を総括している者。</p> <p>(2) (1)と同等であると検査測度課長が認める者。</p>					(新設)

改正後	改正前
<p><u>(e)</u> 検査主任者が病欠、出張等の理由により一時的に不在となった場合、次に掲げる事項を留意の上、検査主任者が不在の間検査主任者に代わって確認を代行する検査主任者代行を選任することができる。</p> <p>(1) 検査主任者代行は、3年以上第2号口に掲げる者（以下「直接監督者」という。）としての経験を有する者又は検査部次長、検査課長等の社内組織において検査主任者に準ずる立場にある者とする事。</p> <p>(2) 検査主任者が出社した場合、不在の間の業務実施内容を確認する規定を「確認の方法」の中に設けること。認定物件の品質確保に関し、問題が生ずるおそれがある場合には、検査主任者に代わり検査主任者代行が認定事業場内で対処でき、かつ、検査主任者に対して速やかに状況報告が可能な体制が整っていること。</p> <p>(3) 検査主任者代行に関する変更事項の届出については、検査主任者に要求されているものを準用する。</p> <p><u>(f)</u> 自主検査を行う人員、直接監督者及び検査主任者は、いずれもこれらの職務を兼ねてはならない。ただし、検査主任者代行を選任している事業場であって、選任された検査主任者代行が検査主任者に代わり法第19条の49第2項において準用する船舶安全法第6条ノ2の確認を行わない場合に限り、検査主任者代行が直接監督者を兼ね、直接監督者としての業務を行うことができる。</p> <p><u>(g)</u> 検査主任者は認定事業場内に駐在している者から選任すること。た</p>	<p><u>(b)</u> 検査主任者が病欠、出張等の理由により不在となった場合に確認業務に支障のある事業場にあつては、検査主任者が不在の間業務を代行する検査主任者代行を選任することができる。この場合において、検査主任者代行を選任する場合の取扱いは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 検査主任者と同様に当該事業場の製造工事の実施組織から独立しており、社内組織上も検査主任者を代行する立場にある者であること。</p> <p>(2) 検査主任者代行の資格は、検査主任者に対して要求されるものに準じた取扱いとする。</p> <p>(3) 検査主任者が出社した際に、不在の間の業務実施内容を確認する規定を「確認の方法」の中に設けること。</p> <p>(4) 検査主任者代行に関する変更事項の届出は、検査主任者に要求されているものを準用する。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>だし、以下に掲げる事項を満たす場合はこの限りではない。</p> <p>(1) 検査主任者代行が選任され、かつ、事業場認定規則第4条第2項第2号の「確認の方法」に検査主任者が確認する前に検査主任者代行が照査する自主検査制度となっていること。</p> <p>(2) 確認日誌は、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成16年法律第149号）及び国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成17年国土交通省令第26号）に従って、作成及び保存されるものであること。この場合において、確認日誌に記載される氏名は、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項の「電子署名」の要件を満足するものであること。</p> <p>(3) 認定物件の品質確保に関し、問題が生ずるおそれがある場合には、検査主任者に代わり検査主任者代行が認定事業場内で対処でき、かつ、検査主任者に対して速やかに状況報告が可能な体制が整っていること。</p> <p>(4) 検査主任者代行の責任及び権限並びに検査主任者を含めた認定事業場内の指揮命令系統が明確にされていること。</p> <p><u>(h)</u> 第3号イの「独立」とは、組織が分離していることに加え、自主検査基準（実施方法、判定基準）の策定並びに自主検査の実施及び結果の判定が、他の組織から影響を受けていないことをいう。</p> <p><u>(i)</u> 第4号に掲げる事項については、次に掲げる事項が含まれていること。</p> <p>(1) 苦情処理に関する事項</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>(2) 原因の調査及び再発防止に係る事項</p> <p>(3) 不適合に類似する不適合の有無の確認に関する事項</p> <p>(4) ヒューマンエラーを防止するための措置に関する事項</p> <p>(5) 是正措置の有効性の確認に関する事項</p> <p><u>(j)</u> 第4号への「自主検査に関する基準」には、以下に掲げる事項が明確にされていること。</p> <p>(1) 自主検査を実施する者</p> <p>(2) 自主検査を実施する時期</p> <p>(3) 自主検査の対象</p> <p>(4) 自主検査の内容</p> <p><u>(k)</u> 認定事業場は、以下に掲げる条件を全て満たす場合、製造外注先（認定事業場が認定物件の一部の製造を外注している事業者をいう。以下同じ。）で実施した試験の結果を記した成績書を確認することにより自主検査の実施に代えて差し支えない。この場合、第4号ホの「外注に関する管理」として、製造外注先が実施する試験が適切であることを確認するため、あらかじめ定めた間隔で製造外注先に対して監査を実施する制度を有していること。</p> <p>(1) 自主検査の項目の一部であること。</p> <p>(2) 製造外注先が十分な試験設備を有しており、かつ、試験設備に関して、適切な周期、方法及び判定基準によって定期的に点検、保守及び較正を実施する制度を有していること。</p> <p>(3) 製造外注先が試験の実施に必要な力量を有する者を有していること。</p> <p><u>(l)</u> 第5号の較正に関する制度には以下に掲げる事項が定められている</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>こと。</p> <p>(1) 第1号イ及びロに掲げる設備に必要な性能及び精度に関する事項</p> <p>(2) 点検、保守及び較正を実施する設備、項目、周期、方法及び判定基準に関する事項</p> <p>(3) 検査主任者による点検、保守及び較正の実施状況の把握に関する事項</p> <p>(4) 点検、保守及び較正を実施したときに不適合があった場合の措置に関する事項</p> <p><u>(m)</u> 第6号ニの「内部監査に関する記録」には、内部監査を実施する者（以下「内部監査員」という。）が作成した記録のほか、以下に掲げる書類が含まれる。</p> <p>(1) 事業場認定規則第9条に規定する書類</p> <p>(2) 事業場認定規則第9条の2に規定する内部監査報告書</p> <p>(3) 内部監査において発見された不適合事項その他改善事項に関する証拠</p> <p>(4) 不適合事項その他改善事項に対し実施した処置及び是正処置に対する有効性の評価に関する記録</p> <p><u>(n)</u> 第7号の「内部監査に関する制度」には、以下に掲げる事項が記載されていること。</p> <p>(1) 内部監査員の選定に関する事項</p> <p>(2) 内部監査の目的及び監査基準に関する事項</p> <p>(3) 内部監査の方法に関する事項</p> <p>(4) 内部監査の判定基準に関する事項</p> <p>(5) 事業場認定規則第9条に規定する書類の作成及び提出から同第9</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>条の2に規定する書類の作成及び提出に至るまでの手順</p> <p>(6) 内部監査において不適合事項が発見された場合における手順</p> <p><u>(o)</u> 第7号ハの「一年ごと一回以上」とは、各事業場における一事業年度ごとに一回以上として差し支えない。</p> <p>(認定書の交付)</p> <p><u>6.0(a)</u> 認定書の交付は、地方運輸局を経由して行うものとする。</p> <p>(認定の有効期間)</p> <p>7.0(a) 有効期間を5年未満とする場合は、<u>認定を受けようとする者</u>からの申し出により行うこと。</p> <p>(b) (略)</p> <p>(確認の方法)</p> <p><u>8.1(a)</u> 「確認の方法」には、事業場認定規則第5条第1項第2号に掲げる人員のうち、検査主任者その他の自主検査に関する人員、これらの者が実施する自主検査の内容、その対象及び時期が明確にされていること。</p> <p>(内部監査の実施方法の提出)</p> <p><u>9.0(a)</u> 「内部監査の実施方法」には、以下に掲げる事項が記載されていること。</p> <p>(1) 内部監査の目的</p> <p>(2) 内部監査の範囲及び対象</p> <p>(3) 内部監査の基準及び参照する文書等</p> <p>(4) 内部監査チーム（同チームを構成する者の所属部署の名称を含む。）及びチームメンバーの役割及び責任</p> <p>(5) 内部監査を実施する日時及び場所</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(認定の有効期間)</p> <p>7.0(a) 有効期間を5年未満とする場合は、<u>第4条第1項の「認定を受けようとする者」</u>からの申し出により行うこと。</p> <p>(b) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>(6) 内部監査の方法（現場における確認、書類による確認、ヒアリングによる確認の別が明確にされていること。）</p> <p>(内部監査報告)</p> <p><u>9-2.0(a)</u> 「内部監査報告書」には、以下に掲げる事項が記載されていること。ただし、内部監査において不適合が発見された場合、(8)及び(9)に掲げる事項については、それぞれ処置が講じられた時点で報告することで差し支えない。</p> <p>(1) 内部監査の目的</p> <p>(2) 内部監査の範囲及び対象</p> <p>(3) 内部監査基準</p> <p>(4) 内部監査チーム（同チームを構成する者の所属部署の名称を含む。）及びチームメンバーの役割及び責任</p> <p>(5) 内部監査を実施した日時及び場所</p> <p>(6) 内部監査の結果（不適合事項及び改善事項の有無等）及びそれを裏付ける主要な所見</p> <p>(7) 内部監査の所見及び当該所見を裏付ける根拠</p> <p>(8) 不適合が発見された場合には、実施した是正処置</p> <p>(9) (8)において実施された是正処置の有効性の評価</p> <p>(監査報告)</p> <p><u>10-4.1(a)</u> 地方運輸局長は、監査の結果、追加で監査を実施する必要があると認めるときは、速やかにその旨を国土交通大臣宛ての報告として検査測度課に電磁的方法により送付すること。</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p>第3章 整備規程の認可及び整備に係る事業場の認定 (整備規程の認可)</p>	<p>第3章 整備規程の認可及び整備に係る事業場の認定 (整備規程の認可)</p>

改正後	改正前
<p>13.1(a) (略)</p> <p><u>13.3&4(a)</u> 地方運輸局は、申請書 1 部、整備規程 3 部及び本項の添付書類 2 部を提出させ、検査測度課に送付すること。ただし、認可を受けようとする者が希望する場合に限り、申請書、整備規程及び本項の添付書類はテキストデータを保持した PDF 形式の電磁的記録として差し支えないこととし、電磁的記録による提出を受けた場合、当該書類は電磁的方法により検査測度課に送付すること。</p> <p>なお、送付にあたっては、認可を受けようとする者の整備規程の管理方法、第 28 条第 2 項の規定による改訂の方法及び同条第 3 項の検認の体制に関する資料を合わせて送付すること。</p> <p><u>(b)</u> 整備規程が認可された場合、海事局長は、認可書に整備規程を添付し、地方運輸局長に返付するものとする。地方運輸局長は、認可書に整備規程を添付して申請者に交付すること。</p>	<p>13.1(a) (略)</p> <p><u>13.3&4(a)</u> 整備規程の認可の申請は、次のとおり取り扱うこと。</p> <p>(1) 地方運輸局長は、本条第 1 項各号に掲げる物件の類型ごとに整備規程認可申請書（以下本項において「申請書」という。）1 通、整備規程 3 部及び添付書類 2 部を提出させること。</p> <p>(2) 添付書類は、第 4 項各号に掲げる書類のほか、認可を受けようとする者の整備規程の管理方法並びに第 28 条第 2 項に規定する整備規程の改定方法及び同条第 3 項に規定する検認の体制に関する書類とする。</p> <p>(3) 地方運輸局長は、申請書 1 通、整備規程 3 部及び添付書類 1 部を海事局長に送付し、本局において当該申請書の写し及び添付書類 1 部を保管すること。この場合において、運輸支局長を経由する場合にあつては、支局において当該申請書の写しを保管すること。</p> <p><u>(b)</u> 整備規程が認可された場合には、海事局長は、認可書に整備規程 2 部を添付して地方運輸局長に送付すること。この場合において、地方運輸局長は、認可書に整備規程 1 部を添付して申請者に交付し、本局</p>

改正後	改正前
<p>(整備規程の変更の認可)</p> <p><u>14.1&2(a)</u> 本条による認可については、13.3&4(a)の本文及び(b)を準用する。この場合において、「整備規程」とあるのは「整備規程の変更部分の抜すい」と読み替えること。</p> <p>(削る)</p> <p>(認定)</p> <p>19.2(a) (略)</p> <p>(認定の申請)</p> <p>20.1&2(a) 事業場の認定の申請については、次のとおり取り扱うこと。</p> <p>(1) 地方運輸局長に対する書類の提出は、認定に係る事業場の所在地を管轄する運輸支局長等を経由して行わせること。</p> <p>(2) 地方運輸局長は、整備規程に係る物件の種類ごとに事業場認定申請書（以下本項において「申請書」という。）<u>1部</u>及び添付書類1部（<u>運輸支局等管内の事業場にあつては2部</u>）を提出させること。<u>なお、認定を受けようとする者が希望する場合は、書類を電磁的記録により提出することができるものとする。</u></p> <p>(3) 添付書類は、<u>別紙4「法第19条の49第1項において準用する船舶安全法第6条ノ3に基づく事業場認定申請書に添付する書類」</u>によること。</p> <p>(4) (略)</p> <p><u>(5)</u> 23.0(a)の申し出があつた場合は認定を受けようとする者が希望</p>	<p>において整備規程1部を保管すること。</p> <p>(整備規程の変更の認可)</p> <p><u>14.0(a)</u> 13.3&4(a) ((2)を除く。)及び(b)の規定は、本条について準用する。この場合において、「整備規程」とあるのは、「整備規程の変更部分の抜粋」と読み替えるものとする。</p> <p><u>(b)</u> 届出は、原則として当該事由が生じた日から10日以内に行わせること。</p> <p>(認定)</p> <p>19.2(a) (略)</p> <p>(認定の申請)</p> <p>20.1&2(a) 事業場の認定の申請については、次のとおり取り扱うこと。</p> <p>(1) 地方運輸局長に書類を提出する場合には、当該事業場の所在地が運輸支局長の管轄する区域内にある場合には、当該運輸支局長を経由して行わせること。</p> <p>(2) 地方運輸局長は、整備規程に係る物件の種類ごとに事業場認定申請書（以下本項において「申請書」という。）<u>1通</u>及び添付書類1部（<u>支局管内の事業場にあつては2部</u>）を提出させること。</p> <p>(3) 添付書類は、<u>別紙4「整備に係る事業場認定申請書に添付する書類」</u>によること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>する認定の有効期間（例：○年○月○日まで）を申請書に記載させること。</p> <p>20.3(a) （略） （認定の基準）</p> <p><u>21.1(a)</u> 整備主任者が病欠、出張等の理由により不在となった場合に確認業務に支障のある事業場<u>にあつては</u>、整備主任者が不在の間業務を代行する整備主任者代行を選任することができる。なお、整備主任者代行を選任する場合には、次によるものとする。</p> <p>(1)～(4) （略）</p> <p>(b) （略） （認定書の交付）</p> <p>22.0(a) 地方運輸局長は、認定をしたときは、速やかに、海事局長、他の地方運輸局長及び管内の<u>運輸支局等</u>に認定した事業場の名称及び所在地、認定に係る物件の種類及びその範囲並びに有効期間を通知すること。また、通知を受けた地方運輸局長は、速やかに、管内の<u>運輸支局等</u>に通知すること。</p> <p>（認定の有効期間）</p> <p>23.0(a) 有効期間を<u>5年未満</u>とする場合は、<u>認定を受けようとする者</u>からの申し出により行うこと。</p> <p>(b) （略）</p> <p>24.2(a)～28.3(a)</p>	<p>20.3(a) （略） （認定の基準）</p> <p><u>24.1(a)</u> 整備主任者が病欠、出張等の理由により不在となった場合に確認業務に支障のある事業場<u>にあつては</u>、整備主任者が不在の間業務を代行する整備主任者代行を選任することができる。なお、整備主任者代行を選任する場合には、次によるものとする。</p> <p>(1)～(4) （略）</p> <p>(b) （略） （認定書の交付）</p> <p>22.0(a) 地方運輸局長は、認定をしたときは、速やかに、海事局長、他の地方運輸局長及び管内の<u>各運輸支局長</u>に認定した事業場の名称及び所在地、認定に係る物件の種類及びその範囲並びに有効期間を通知すること。また、通知を受けた地方運輸局長は、速やかに、管内の<u>各運輸支局長</u>に通知すること。</p> <p>（認定の有効期間）</p> <p>23.0(a) 有効期間を<u>2年未満</u>とする場合は、<u>第20条第1項の「認定を受けようとする者」</u>からの申し出により行うこと。</p> <p>(b) （略）</p> <p>24.2(a)～28.3(a)</p>
<p>第4章 雑則 （承認）</p> <p>28-2.1～3(a) 第1項の表第1号の承認に当たっては、次のとおり取り扱</p>	<p>第4章 雑則 （承認）</p> <p>28-2.1～3(a) 第1項の表第1号の承認に当たっては、次のとおり取り扱</p>

改正後	改正前
<p>うこと。</p> <p>(1) <u>地方運輸局は、事業場の認定にあたって限定された事項ごとに変更承認申請書及び添付書類（原則として、これらの書類はテキストデータを保持した PDF 形式の電磁的記録であること。）を提出させること。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(b) 第1項の表第2号の承認に当たっては、次のとおり取り扱うこと。</p> <p>(1) <u>地方運輸局は、次に掲げる事項を記載した確認方法変更（制定）承認申請書及び変更（制定）後の確認の方法を記載した書類（原則これらの書類は出来ストデータを保持した PDF 形式の電磁的記録であること。）を提出させること。</u></p> <p>(イ)・(ロ) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(c) 第1項の表第3号の承認にあたっては、次のとおり取り扱うこと。</p> <p>(1) <u>地方運輸局は、認在に係る物件の範囲ごとに変更承認申請書1部及び添付書類1部（運輸支局等管内の事業場にあつては2部）を提出させること。ただし、承認を受けようとする者が希望する場合には限り、電磁的記録に代えることができる。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(d) 第1項の表第4号の承認に当たっては、次のとおり取り扱うこと。</p> <p>(1) <u>地方運輸局は、次に掲げる事項を記載した確認方法変更申請書1部及び添付書類1部（運輸支局等管内の事業場にあつては2部）を提出させること。ただし、承認を受けようとする者が希望する場合</u></p>	<p>うこと。</p> <p>(1) <u>地方運輸局長は、事業場の認定に当たって限定された事項ごとに変更承認申請書1通及び添付書類2部（支局管内の事業場にあつては3部）を提出させること。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(b) 第1項の表第2号の承認に当たっては、次のとおり取り扱うこと。</p> <p>(1) <u>地方運輸局長は、次に掲げる事項を記載した確認方法変更（制定）承認申請書1通及び変更（制定）後の確認の方法を記載した書類2部（支局管内の事業場にあつては3部）を提出させること。</u></p> <p>(イ)・(ロ) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(c) 第1項の表第3号の承認に当たっては、次のとおり取り扱うこと。</p> <p>(1) <u>地方運輸局長は、認在に係る物件の範囲ごとに変更承認申請書1通及び添付書類1部（支局管内の事業場にあつては2部）を提出させること。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(d) 第1項の表第4号の承認に当たっては、次のとおり取り扱うこと。</p> <p>(1) <u>地方運輸局長は、次に掲げる事項を記載した確認方法変更申請書1通及び添付書類1部（支局管内の事業場にあつては2部）を提出させること。</u></p>

改正後	改正前
<p><u>に限り、電磁的記録に代えることができる。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>28-2.4(a) (略)</p> <p>(届出)</p> <p>28-3.0(a) 第1号の届出にあつては、次のとおり取り扱うこと。</p> <p>(1) <u>地方運輸局は、変更しようとする事項及びその理由及び変更しようとする時期を記載した届出書（原則として、テキストデータを保持した PDF 形式であること。）を提出させ、検査測度課に電磁的方法により送付すること。</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(b) 第2号の届出にあつては、次のとおり取り扱うこと。</p> <p>(1) <u>地方運輸局は、変更しようとする事項及びその理由及び変更が生じた時期を記載した届出書（原則として、テキストデータを保持した PDF 形式であること。）を提出させ、検査測度課に電磁的方法により送付すること。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(c) 第3号から第6号までの届出にあつては、次のとおり取り扱うこと。</p> <p>(1) <u>地方運輸局は、各号に掲げる場合には、当該事由を記載した届出書（原則として、テキストデータを保持した PDF 形式であること。）を提出させ、検査測度課に電磁的方法により送付すること。</u></p> <p>(2) (略)</p>	<p>(2) (略)</p> <p>28-2.4(a) (略)</p> <p>(届出)</p> <p>28-3.0(a) 第1号の届出にあつては、次のとおり取り扱うこと。</p> <p>(1) <u>地方運輸局長は、変更しようとする事項及び変更理由のほか、変更しようとする時期を記載した届出書を提出させ、海事局長に送付するとともに、本局において当該届出書の写しを保管すること。なお、届出書の提出が運輸支局長を経由する場合には、支局においても同様に保管すること。</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(b) 第2号の届出にあつては、次のとおり取り扱うこと。</p> <p>(1) <u>地方運輸局長は、変更が生じた事項及び変更事由のほか、変更が生じた日を記載した届出書を提出させ、海事局長に送付するとともに、本局において当該届出書の写しを保管すること。なお、届出書の提出が運輸支局長を経由する場合には、支局においても同様に保管すること。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(c) 第3号から第6号までの届出にあつては、次のとおり取り扱うこと。</p> <p>(1) <u>地方運輸局長は、各号に掲げる場合には、当該事由を記載した届出書を提出させ、海事局長に送付するとともに、本局において当該届出書の写しを保管すること。なお、届出書の提出が運輸支局長を経由する場合には、支局においても同様に保管すること。</u></p> <p>(2) (略)</p>

改正後	改正前
<p>(d) 第7号の届出にあつては、次のとおり取り扱うこと。</p> <p>(1) <u>地方運輸局は、変更しようとする事項及びその理由及び変更しようとする時期</u>を記載した<u>届出書（認定を受けた者が希望する場合は、書類の提出に代わり、電磁的記録により行うことができる。）</u>を提出させること。なお、届出書の提出が<u>運輸支局等</u>を経由する場合には、<u>運輸支局等</u>において当該届出書の写しを保管すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(e) 第8号の届出にあつては、次のとおり取り扱うこと。</p> <p>(1) <u>地方運輸局は、変更しようとする事項及びその理由及び変要が生じた時期</u>を記載した<u>届出書（認定を受けた者が希望する場合は、書類の提出に代わり、電磁的記録により行うことができる。）</u>を提出させること。なお、届出書の提出が<u>運輸支局等</u>を経由する場合には、<u>運輸支局等</u>において当該届出書の写しを保管すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(f) 第9号の届出にあつては、次のとおり取り扱うこと。</p> <p>(1) <u>地方運輸局は、本号に掲げる場合には、当該事由を記載した届出書を提出させること。なお、届出書（認定を受けた者が希望する場合は、書類の提出に代わり、電磁的記録により行うことができる。）の提出が運輸支局等を経由する場合には、運輸支局等においても同様に保管すること。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(削る)</p>	<p>(d) 第7号の届出にあつては、次のとおり取り扱うこと。</p> <p>(1) <u>地方運輸局長は、変更しようとする事項及び変更理由のほか、変更しようとする時期</u>を記載した<u>届出書</u>を提出させること。なお、届出書の提出が<u>運輸支局長</u>を経由する場合には、<u>支局</u>において当該届出書の写しを保管すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(e) 第8号の届出にあつては、次のとおり取り扱うこと。</p> <p>(1) <u>地方運輸局長は、変更が生じた事項及び変更事由のほか、変要が生じた日</u>を記載した<u>届出書</u>を提出させること。なお、届出書の提出が<u>運輸支局長</u>を経由する場合には、<u>支局</u>において当該届出書の写しを保管すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(f) 第9号の届出にあつては、次のとおり取り扱うこと。</p> <p>(1) <u>地方運輸局長は、本号に掲げる場合には、当該事由を記載した届出書を提出させること。なお、届出書の提出が運輸支局長を経由する場合には、支局においても同様に保管すること。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(経由機関)</p> <p><u>30.1&2(a)</u> 国土交通大臣に対して書類を提出する場合に、地方運輸局長を経由するに当たって、事業場の所在地又は提出する者の住所が運輸</p>

改正後	改正前
	支局長の管轄する区域内にある場合には、当該運輸支局長を経由して行わせること。
<p>附則 心得附則（平成 14 年 7 月 11 日）（略） <u>附則（令和 8 年 1 月 15 日）</u> <u>附 3.0(a) 申請書（次の様式によること。）及び添付書類は、1 事業場につき申請書 1 部及び第 3 条第 1 項の船舶又は物件ごとに添付書類 1 部ずつとすること。なお、これらの書類はテキストデータを保持した PDF 形式の電磁的記録であること。</u> <u>〔承認申請書様式〕</u> (別添様式のとおり)</p>	<p>附則 心得附則（平成 14 年 7 月 11 日）（略） (新設)</p>
<p><u>別紙 1 削除</u> <u>別紙 2 削除</u></p>	<p><u>別紙 1 製造認定事業場用チェック項目</u> (略) <u>別紙 2 整備認定事業場チェック項目</u> (略)</p>
<p>別紙 3 <u>法第 19 条の 49 第 1 項において準用する船舶安全法第 6 条ノ 2 に基づく事業場認定申請書に添付する書類</u> <u>A 会社全般に関する事項</u> 1 (略) 2 <u>資本金及び定款</u> 3～5 (略) <u>B 当該事業場における認定物件等に関する事項</u> 1・2 (略) 3 人員（当該認定物件等の製造又は改造修理に係る人員が当該物件</p>	<p>別紙 3 <u>製造工事又は改造修理工事に係る事業場認定申請書に添付する書類</u> <u>I 会社全般に関する次の事項を記載した書類</u> 1 (略) 2 <u>資本金、定款及び役員名</u> 3～5 (略) <u>II 当該事業場に関する次の事項を記載した書類</u> 1・2 (略) 3 人員（当該認定物件等の製造又は改造修理に係る人員が当該物件</p>

改正後	改正前
<p>以外の物件等の製造にも従事する場合は、工数比率により実質人員を推定し付記すること。)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3)</u> 対象物件が、ボイラ、圧力容器等法令上、資格を有する溶接技りょう者による溶接が義務づけられている物件である場合、(2)のうち溶接技りょう者の級別有資格者(経済産業省、厚生労働省、一般財団法人日本海事協会のものを含む。)数(社内技能者、社外技能者の別)</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>4 検査制度</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3)</u> 検査主任者の権限及び責任</p> <p><u>(4)</u> 直接監督者の権限及び責任</p> <p><u>(5)</u> 自主検査を実施する者の権限及び責任</p> <p>5・6 (略)</p> <p>7 書類の管理</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5)</u> 内部監査に関する記録の管理方法</p> <p><u>8</u> 内部監査制度</p> <p>(1) 目的</p> <p>(2) 責任</p> <p>(3) 監査基準と判定基準</p> <p>(4) 実施方法(現場における確認、書類による確認、ヒアリングによる確認の別の選定基準を含む。)</p>	<p>以外の物件等の製造にも従事する場合は、工数比率により実質人員を推定し付記すること。)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3)</u> (2)のうち溶接技りょう者の級別有資格者(通商産業省、労働省又は(財)日本海事協会のものを含む。)数(社内技能者、社外技能者の別)</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>4 検査制度</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3)</u> 確認の方法</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>5・6 (略)</p> <p>7 書類の管理</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>(5) 内部監査員の選定方法</p> <p>(6) 内部監査の実施手順</p> <p><u>9</u> 実績</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2)</u> 前年度までの直近4年に係る、地方運輸局(運輸支局等を含む。)及び登録船級協会(一般財団法人日本海事協会、American Bureau of Shipping、Bureau Veritas SA、DNV AS、Lloyds Register Group Limited)の検査を受けた実績又は一般財団法人日本舶用品検定協会による検定を受けた実績</p> <p>(3) (略)</p> <p><u>C</u> 確認の方法</p> <p>1 確認の手順</p> <p>2 確認及び自主検査に係る業務系統図</p> <p>3 認印の管理と打刻の方法</p> <p>4 確認日誌の様式</p> <p>5 確認日誌の管理方法</p> <p><u>D</u> 当該事業場におけるISO認証に関する事項(当該事項は、認定を受けようとする事業場が、当該事業場における認定物件等に関する品質管理システムについて、<u>ISO認証を受けており、認定の審査にあたりISO認証の活用を受ける場合にのみ添付すること。</u>)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 ISO 9001の登録がなされている場合に<u>あつては</u>、当該事業場の認定物件等に係る品質システムにおいて用いられる<u>事業場認定規則</u>第5条第1項第4号(へを除く。)、第5号及び<u>第6号(ニを除く。)</u>の</p>	<p><u>8</u> 実績</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2)</u> 海洋汚染防止法による地方運輸局の検査及び日本海事協会の検査を受けた実績</p> <p>(3) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>III</u> 当該事業場におけるISO認証に関する事項(当該事項は、認定を受けようとする事業場が、当該事業場における認定物件等に関する品質管理システムについて、<u>ISO認証を受けており、認定の審査に当たつてはISO認証の活用を受ける場合にのみ添付すること。</u>)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 ISO 9001の登録がなされている場合に<u>あつては</u>、当該事業場の認定物件等に係る品質システムにおいて用いられる<u>規則</u>第5条第1項第4号(へを除く。)、第5号及び<u>第6号</u>の基準に関する品質システ</p>

改正後	改正前
<p>基準に関する品質システム文書の名称、文書番号等の一覧表</p>	<p>ム文書の名称、文書番号等の一覧表</p>
<p>別紙4 <u>法第19条の49第1項において準用する船舶安全法第6条ノ3に基づく事業場認定申請書</u>に添付する書類</p> <p>A 会社全般に関する事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>資本金及び定款</u></p> <p>3～5 (略)</p> <p>B 当該事業場における認定物件等に関する事項</p> <p>1～10 (略)</p>	<p>別紙4 <u>整備に係る事業場認定申請書</u>に添付する書類</p> <p>I 会社全般に関する事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>資本金、定款及び役員名</u></p> <p>3～5 (略)</p> <p>II 当該事業場における認定物件等に関する事項</p> <p>1～10 (略)</p>

○ 船舶検査心得 1-4 船舶等型式承認規則 新旧対照表

(傍線の箇所は部分改正、二重傍線の箇所は全改正を指す。)

改正後	改正前
<p>第1章 総則 (総則)</p> <p>1.0(a) <u>法第6条ノ5</u>第1項の製造者とは、船舶又は物件を設計し、その主要部を製造しかつ、組立て(組立後の完成品確認を含む。)を行う者をいう。ただし、製造又は組立(組立後の完成品確認を除く。)の一部又は全部を外注する者にあつては、当該外注に係る納品検査を行う体制が整っている場合に限り、当該者を製造者とみなす。</p> <p>第2章 型式承認及び検定 (型式承認の申請)</p> <p>5.1(a)・(b) (略)</p> <p>5.2(a) <u>本項の書類の提出部数は1部(原則として、テキストデータを保持したPDF形式の電磁的記録)</u>とする。 なお、書類は申請者が希望する場合は<u>検査測度課</u>担当官の了解を得て、直接提出することとして差し支えない。</p> <p>(b) 申請を受けた<u>地方運輸局等(運輸監理部及び沖縄総合事務局並びに運輸支局(地方運輸局組織規則(平成14年国土交通省令第73号)別表第2第1号に掲げる運輸支局(福岡運輸支局を除く。))を除く。)</u>、<u>同令別表第5第2号に掲げる海事事務所又は内閣府設置法(平成11年法律第89号)第47条第1項の規定により沖縄総合事務局に置かれる事務所をいう。以下同じ。)</u>は、申請書及び手数料納付書が適切であることを確認したうえ、書類(申請者が<u>検査測度課</u>へ直接提出することを希望した場合を除く。)とともに<u>検査測度課</u>へ送付すること。</p>	<p>第1章 総則 (総則)</p> <p>1.0(a) <u>法第6条の4</u>第1項の製造者とは、船舶又は物件を設計し、その主要部を製造しかつ、組立て(組立後の完成品確認を含む。)を行う者をいう。ただし、製造又は組立(組立後の完成品確認を除く。)の一部又は全部を外注する者にあつては、当該外注に係る納品検査を行う体制が整っている場合に限り、当該者を製造者とみなす。</p> <p>第2章 型式承認及び検定 (型式承認の申請)</p> <p>5.1(a)・(b) (略)</p> <p>5.2(a) <u>規則第5条第2項の書類の提出部数は1部(電子データ又は紙媒体)</u>とする。 なお、書類は申請者が希望する場合は<u>本省</u>担当官の了解を得て、直接提出することとして差し支えない。</p> <p>(b) 申請を受けた<u>管海官庁</u>は、申請書及び手数料納付書が適切であることを確認したうえ、書類(申請者が<u>海事局長</u>へ直接提出することを希望した場合を除く。)とともに<u>海事局長</u>へ送付すること。</p>

改正後	改正前
<p>(c) 製造事業場が当該申請に係る型式に適合する船舶又は物件を継続して製造する能力を有することにつき、<u>検査測度課</u>より調査を依頼された場合、<u>地方運輸局等</u>は調査を行い、その結果を<u>検査測度課</u>へ報告すること。</p> <p>(d)・(e) (略)</p> <p>5.3(a) <u>本項</u>の必要な書類は、<u>型式承認規則第5条第2項各号</u>に掲げる書類のほか次に掲げる書類とする。ただし、当該船舶又は物件における品質マネジメントシステムの認証を取得している製造事業場の登録書の写しを提出した場合、(1) (製造工程のフローチャートを除く。)及び(2)の書類の提出を免除して差し支えない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(b) <u>型式承認規則第5条第2項</u>の書類の提出の免除は、申請書に添付すべき書類のうち、既に型式承認を受けている型式、または同時に申請する他の型式の申請書に添付する書類と同一内容であるものについて行うこと。</p> <p>なお、(a)により添付させる書類についても同様とすること。</p> <p>また、当該船舶又は物件における品質マネジメントシステムの認証を取得している製造事業場の登録書の写しを提出した場合、<u>型式承認規則第5条第2項第3号及び第4号</u>の書類の提出を免除して差し支えない。</p> <p>(型式の変更の承認)</p> <p>8.0(a)～(c) (略)</p> <p>(型式の変更等の届出)</p> <p>9.0(a) 第1号の届出に<u>あたっては</u>、次のとおり取り扱うこと。</p>	<p>(c) 製造事業場が当該申請に係る型式に適合する船舶又は物件を継続して製造する能力を有することにつき、<u>海事局長</u>より調査を依頼された場合、<u>地方運輸局長</u>は調査を行い、その結果を<u>海事局長</u>へ報告すること。</p> <p>(d)・(e) (略)</p> <p>5.3(a) <u>規則第5条第3項</u>の必要な書類は、<u>第5条第2項各号</u>に掲げる書類のほか次に掲げる書類とする。ただし、当該船舶又は物件における品質マネジメントシステムの認証を取得している製造事業場の登録書の写しを提出した場合、(1) (製造工程のフローチャートを除く。)及び(2)の書類の提出を免除して差し支えない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(b) <u>第5条第2項</u>の書類の提出の免除は、申請書に添付すべき書類のうち、既に型式承認を受けている型式、または同時に申請する他の型式の申請書に添付する書類と同一内容であるものについて行うこと。</p> <p>なお、(a)により添付させる書類についても同様とすること。</p> <p>また、当該船舶又は物件における品質マネジメントシステムの認証を取得している製造事業場の登録書の写しを提出した場合、<u>第5条第2項第3号及び第4号</u>の書類の提出を免除して差し支えない。</p> <p>(型式の変更の承認)</p> <p>8.0(a)～(c) (略)</p> <p>(型式の変更等の届出)</p> <p>9.0(a) 第1号の届出に<u>当たっては</u>、次のとおり取り扱うこと。</p>

改正後	改正前
<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 届出を受けた<u>地方運輸局等</u>は、届出書及び書類（提出があった場合のみ）を<u>検査測度課に電磁的方法により送付</u>すること。</p> <p>10.0(a)～15.1(b) (略)</p>	<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 届出を受けた<u>管海官庁</u>は、届出書及び書類（提出があった場合のみ）を<u>海事局長へ送付</u>すること。</p> <p>10.0(a)～15.1(b) (略)</p>
<p>第3章 指定検定機関</p>	<p>第3章 指定検定機関</p>
<p>第4章 雑則</p> <p>(経由機関)</p> <p><u>28.0(a)</u> 型式の船舶又は物件の製造事業場が二以上あり、かつ、当該製造事業場の所在地を管轄する地方運輸局等が二以上にわたる場合は、その主たる製造事業場を管轄する地方運輸局等を経由するものとする。</p> <p>(削る)</p>	<p>第4章 雑則</p> <p>(経由機関)</p> <p><u>28.0(a)</u> 主たる事業場の所在地が運輸支局長、海事事務所長又は沖縄総合事務所の事務所長（以下「運輸支局長」という。）が管轄する区域にある場合は、地方運輸局長を経由するに当たり、当該運輸支局長を経由して行わせること。</p> <p><u>(b)</u> 型式の船舶又は物件の製造事業場が二以上あり、かつ、当該製造事業場の所在地を管轄する地方運輸局長が二以上にわたる場合は、その主たる製造事業場を管轄する地方運輸局長を経由するものとする。</p>
<p>別表第1から第2の2まで</p> <p>(略)</p>	<p>別表第1から第2の2まで</p> <p>(略)</p>

○ 海洋汚染等防止法検査心得 IV 海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則 新旧対照表

(傍線の箇所は部分改正、二重傍線の箇所は全改正を指す。)

改正後	改正前
<p>第1章 総則 (総則)</p> <p>1.0(a) 法第19条の49第1項において準用する船舶安全法第6条ノ5第1項の製造者とは、船舶又は物件を設計し、その主要部を製造しかつ、組立て(組立後の完成品確認を含む。)を行う者をいう。ただし、製造又は組立(組立後の完成品確認を除く。)の一部又は全部を外注する者にあつては、当該外注に係る納品検査を行う体制が整っている場合に限り、当該者を製造者とみなす。</p>	<p>第1章 総則 (総則)</p> <p>1.0(a) 法第19条の49第1項において準用する船舶安全法第6条ノ4第1項の製造者とは、物件を設計し、その主要部を製造しかつ、組立て(組立後の完成品確認を含む。)を行う者をいう。ただし、製造又は組立(組立後の完成品確認を除く。)の一部又は全部を外注する者にあつては、当該外注に係る納品検査を行う体制が整っている場合に限り、当該者を製造者とみなす。</p>
<p>第2章 型式承認及び検定 (型式承認の申請)</p> <p>5.1(a) (略)</p> <p>(b) 申請を受けた<u>地方運輸局等(運輸監理部及び沖縄総合事務局並びに運輸支局(地方運輸局組織規則(平成14年国土交通省令第73号)別表第2第1号に掲げる運輸支局(福岡運輸支局を除く。))を除く。)</u>、<u>同令別表第5第2号に掲げる海事事務所又は内閣府設置法(平成11年法律第89号)第47条第1項の規定により沖縄総合事務局に置かれる事務所をいう。以下同じ。)</u>は、申請書及び手数料納付書が適切であることを確認したうえ、書類とともに<u>検査測度課</u>へ送付すること(5.2(a)なお書きにより申請者が書類を<u>検査測度課</u>へ直接提出する場合を除く。)</p> <p>5.2(a) 本項の書類の提出部数は1部(原則として、テキストデータを保持したPDF形式の電磁的記録)とする。</p>	<p>第2章 型式承認及び検定 (型式承認の申請)</p> <p>5.1(a) (略)</p> <p>(b) 申請を受けた<u>地方運輸局長(運輸監理部長及び沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。)</u>は、申請書及び手数料納付書が適切であることを確認したうえ、書類とともに<u>海事局長</u>へ送付すること(5.2(a)なお書きにより申請者が書類を<u>海事局長</u>へ直接提出する場合を除く。)</p> <p>5.2(a) <u>規則第5条第2項</u>の書類の提出部数は1部(電子データ又は紙媒体)とする。</p>

改正後	改正前
<p>なお、書類は申請者が希望する場合は<u>検査測度課</u>担当官の了解を得て、直接提出することとして差し支えない。</p> <p>(b) 製造事業場が当該申請に係る型式に適合する物件を継続して製造する能力を有することにつき、<u>検査測度課</u>より調査を依頼された場合、<u>地方運輸局等</u>は調査を行い、その結果を<u>検査測度課</u>へ報告すること。</p> <p>(c) (略)</p> <p>5.3(a) <u>本項</u>の必要な書類は、<u>同第5条第2項各号</u>に掲げる書類のほか次に掲げる書類とする。ただし、当該物件における品質マネジメントシステムの認証を取得している製造事業場の登録書の写しを提出した場合、(1) (製造工程のフローチャートを除く。) 及び(2)の書類の提出を免除して差し支えない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(b) <u>型式承認規則第5条第2項</u>の書類の提出の免除は、申請書に添付すべき書類のうち、既に型式承認を受けている型式、または同時に申請する他の型式の申請書に添付する書類と同一内容であるものについて行うこと。</p> <p>なお、(a)により添付させる書類についても同様とすること。</p> <p>また、当該物件における品質マネジメントシステムの認証を取得している製造事業場の登録書の写しを提出した場合、<u>型式承認規則第5条第2項第3号及び第4号</u>の書類の提出を免除して差し支えない。</p> <p>(型式の変更の承認)</p> <p>8.0(a)～(c) (略)</p> <p>(型式の変更等の届出)</p> <p>9.0(a) 第1号の届出に当たっては、次のとおり取り扱うこと。</p>	<p>なお、書類は申請者が希望する場合は<u>本省</u>担当官の了解を得て、直接提出することとして差し支えない。</p> <p>(b) 製造事業場が当該申請に係る型式に適合する物件を継続して製造する能力を有することにつき、<u>海事局長</u>より調査を依頼された場合、<u>地方運輸局長</u>は調査を行い、その結果を<u>海事局長</u>へ報告すること。</p> <p>(c) (略)</p> <p>5.3(a) <u>第5条第3項</u>の必要な書類は、<u>第5条第2項各号</u>に掲げる書類のほか次に掲げる書類とする。ただし、当該物件における品質マネジメントシステムの認証を取得している製造事業場の登録書の写しを提出した場合、(1) (製造工程のフローチャートを除く。) 及び(2)の書類の提出を免除して差し支えない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(b) <u>第5条第2項</u>の書類の提出の免除は、申請書に添付すべき書類のうち、既に型式承認を受けている型式、または同時に申請する他の型式の申請書に添付する書類と同一内容であるものについて行うこと。</p> <p>なお、(a)により添付させる書類についても同様とすること。</p> <p>また、当該物件における品質マネジメントシステムの認証を取得している製造事業場の登録書の写しを提出した場合、<u>第5条第2項第3号及び第4号</u>の書類の提出を免除して差し支えない。</p> <p>(型式の変更の承認)</p> <p>8.0(a)～(c) (略)</p> <p>(型式の変更等の届出)</p> <p>9.0(a) 第1号の届出に当たっては、次のとおり取り扱うこと。</p>

改正後	改正前
<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 届出を受けた<u>地方運輸局等</u>は、届出書及び書類（提出があった場合のみ）を<u>検査測度課に電磁的方法により送付</u>すること。</p> <p>(b) 第2号から第6号までの届出に当たっては、次のとおり取り扱うこと。</p> <p>(1) <u>届出</u>には、変更する理由を記載させること。</p> <p>(2) <u>届出</u>を受けた<u>地方運輸局等</u>は、届出書を<u>検査測度課に電磁的方法により送付</u>すること。</p> <p>10.0(a)～15.1(b) (略)</p>	<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 届出を受けた<u>地方運輸局長</u>は、届出書及び書類（提出があった場合のみ）を<u>海事局長へ送付</u>すること。</p> <p>(b) 第2号から第6号までの届出に当たっては、次のとおり取り扱うこと。</p> <p>(1) <u>第2号から第6号までの届出</u>には、変更する理由を記載させること。</p> <p>(2) <u>第2号から第6号までの届出</u>を受けた<u>地方運輸局長</u>は、届出書を<u>海事局長に送付</u>すること。</p> <p>10.0(a)～15.1(b) (略)</p>
<p>第4章 雑則 (経由機関)</p> <p><u>28.0(a)</u> 型式の物件の製造事業場が二以上あり、かつ、当該製造事業場の所在地を管轄する地方運輸局等が二以上にわたる場合は、その主たる製造事業場を管轄する地方運輸局等を経由するものとする。</p> <p>(削る)</p>	<p>第4章 雑則 (経由機関)</p> <p><u>28.0(a)</u> 主たる事業場の所在地が運輸支局長、海事事務所長又は沖縄総合事務局の事務所長（以下「運輸支局長」という。）が管轄する区域にある場合は、地方運輸局長を経由するに当たり、当該運輸支局長を経由して行わせること。</p> <p><u>(b)</u> 型式の物件の製造事業場が二以上あり、かつ、当該製造事業場の所在地を管轄する地方運輸局長が二以上にわたる場合は、その主たる製造事業場を管轄する地方運輸局長を経由するものとする。</p>
<p>別表第1から第2の2まで (略)</p>	<p>別表第1から別表第2の2まで (略)</p>

承認申請書

年 月 日

国土交通大臣

〇〇 〇〇 殿

氏名又は名称及び住所 株式会社〇〇〇〇
並びに法人にあつては △△県△△市△丁目△△番△△号
その代表者の氏名 代表取締役社長 □□ □□

船舶又は物件の製造工事又は改造修理工事の能力について認定を受けた下記の事業場に関し、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則の一部を改正する省令(令和七年国土交通省令第 号)附則第3条の規定に基づき、承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 認定に係る事業場の名称及び所在地

株式会社〇〇〇〇 △△工場 △△県△△市△丁目△△番△△号

2 認定を受けた船舶又は物件及びその認定書番号

〇〇〇〇 第△△△号

3 承認を受けたい認定の基準

- 規則第5条第1項第3号(自主検査に関する制度)
- 規則第5条第1項第6号(書類を適切に管理する制度)
- 規則第5条第1項第7号(内部監査に関する制度)